

丹後沿岸海岸保全基本計画（変更）
中間案

令和 8 年 3 月

京 都 府

はじめに

丹後沿岸は、福井県境から兵庫県境までの日本海に面した 3 市 2 町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）にまたがる延長約 317km の海岸である。

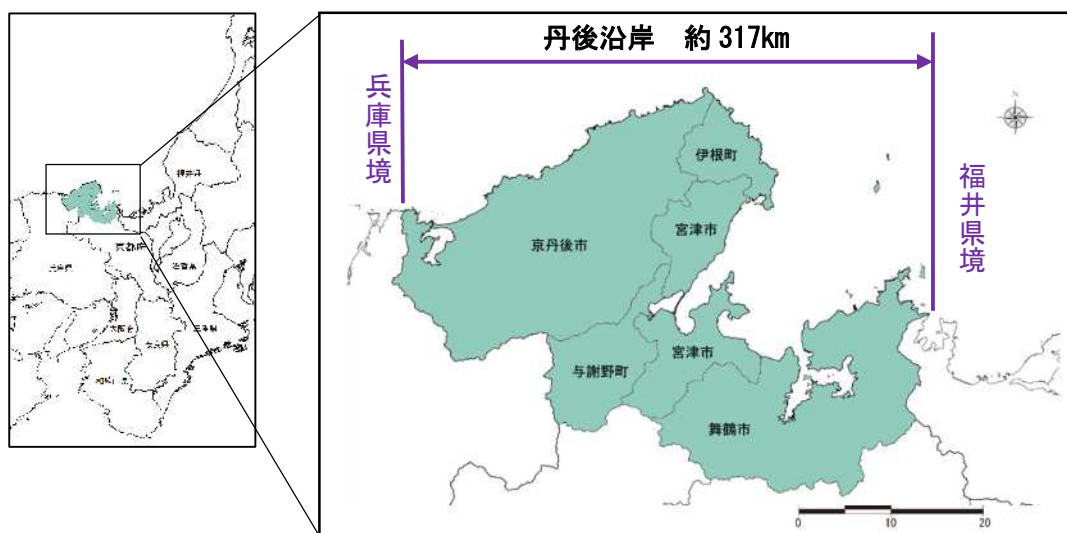
丹後沿岸の大浦半島から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、舞鶴湾、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、夕日ヶ浦など、優れた自然景観を有し、東から若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園および山陰海岸国立公園に指定されている。

丹後半島の経ヶ岬より東側には、複雑に入り組んだ海岸線が美しい舞鶴湾や日本有数の景勝地で「日本三景」の一つである天橋立がある。また、伊根湾には国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定された「伊根の舟屋」があり、美しい海とあいまった独特な漁村風景が広がっている。丹後半島の経ヶ岬より西側は山陰海岸ジオパークに認定されるなど、貴重な地形や地層を有する自然豊かな沿岸が広がっている。また、ポケットビーチや浜詰海岸から久美浜海岸にかけて約 7km にも及ぶ広大な砂浜海岸もあり、自然景観が豊かな海岸である。

平成 11 年に海岸法が抜本的に改正されたことにより、これまでの「海岸災害からの防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が法目的に追加されたことから、京都府では日本海の厳しい自然が育んだ特色ある風景と、海辺のくらしを守ることを目標として、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すこととした「丹後沿岸海岸保全基本計画（以下、基本計画という。）」を平成 17 年に策定した。

その後、平成 23 年に発生した東日本大震災による甚大な津波被害等を受けて、平成 26 年に海岸法の一部改正が行なわれ、国が海岸保全基本方針を変更し「津波・高潮等に対する海岸の防災・減災対策の強化」や「海岸保全施設の適切な維持管理」等が追加されたことを受け、平成 30 年 7 月に基本計画を変更し、事業を進めてきたところである。

今般、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するため、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。このため、京都府では、基本計画について将来の気候変動による海面水位の上昇や台風の強大化等を考慮した防護水準へ見直しを行い、気候変動に対応した計画へ変更するものである。



丹後沿岸

丹後沿岸海岸保全基本計画

目 次

第1章	海岸の保全に関する基本的な事項	1
1	海岸の特性	1
1-1	自然的特性	1
1-1-1	沿岸の現況	1
1-2	社会的特性	17
1-2-1	海岸の歴史	17
1-2-2	沿岸利用の現況	19
2	海岸保全の基本理念	31
3	海岸保全の現況と課題	32
3-1	防護面からみた現況と課題	32
3-2	環境・景観面からみた現況と課題	37
3-3	親水・利用面からみた現況と課題	39
4	海岸保全の基本方針	41
5	海岸保全の具体的施策	42
5-1	防護の目標を達成するための施策	42
5-2	海岸環境の整備及び保全のための施策	50
5-3	公衆の適正な利用を促進するための施策	52

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	54
1 整備ゾーンと保全の方向性	54
1-1 ゾーニング	54
2 海岸保全施設の新設又は改良	59
2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域	59
2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	59
2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況	60
3 海岸保全施設の維持又は修繕	61
3-1 海岸保全施設の存する区域	61
3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	61
3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	61
第3章 留意すべき重要事項	74
1 関連計画との整合性の確保	74
2 関係機関との調整・連携	74
3 地域住民の参画と情報公開	75
4 調査・研究の推進	75
5 海岸協力団体の指定に向けた取組	76
6 計画の見直し	76

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1 海岸の特性

1-1 自然的特性

1-1-1 沿岸の現況

(1) 地形

丹後沿岸は、最北端の^{きょうがみさき}経ヶ岬を境として、若狭湾沿岸域と山陰海岸沿岸域の2つに分けられる。若狭湾沿岸域では、^{おおうら}大浦・^{くんだ}栗田の各半島があり海岸線の入り組んだリアス式海岸であり、舞鶴湾・栗田湾・宮津湾がある。内陸部（沿岸部）は、低い山地がほぼ全域を占めている（図1-1-1）。

山陰海岸沿岸域では、経ヶ岬から西南西に延びる海岸線は凹凸が小さく、若狭湾沿岸域と異なる地形となっている。内陸部（沿岸部）は低い山地が全体を覆っており、流入河川が少なく、大地が崖となって海に入る所が多く見られ、海底地形も急傾斜地形を示している。また、岩礁に挟まれたポケットビーチが多く存在している（図1-1-2）。



図 1-1-1 丹後沿岸



図 1-1-2 ポケットビーチ(琴引浜周辺)

若狭湾沿岸域は幅 20～30km の大陸棚からなっており、大陸棚外縁の水深は 120～125m である。陸棚縁辺に続く斜面部は、緩やかな勾配で沖合に続いている。

海岸線は入り組んだリアス式海岸となっており沈降傾向にあると考えられているが、一部地域では海成段丘^{かいせいだんきゅう}が認められ、隆起しているところもあり、沈降は一樣ではない。

山陰海岸沿岸域の沖合には、日本海形成の過程で生まれた急傾斜地形や海底谷の起伏に富んだ海底地形であり、海岸線から 15km で水深 200m に達している。また、沖合には、浦島礁や白石礁が存在し、良好な漁場を形成している（図 1-1-3）。

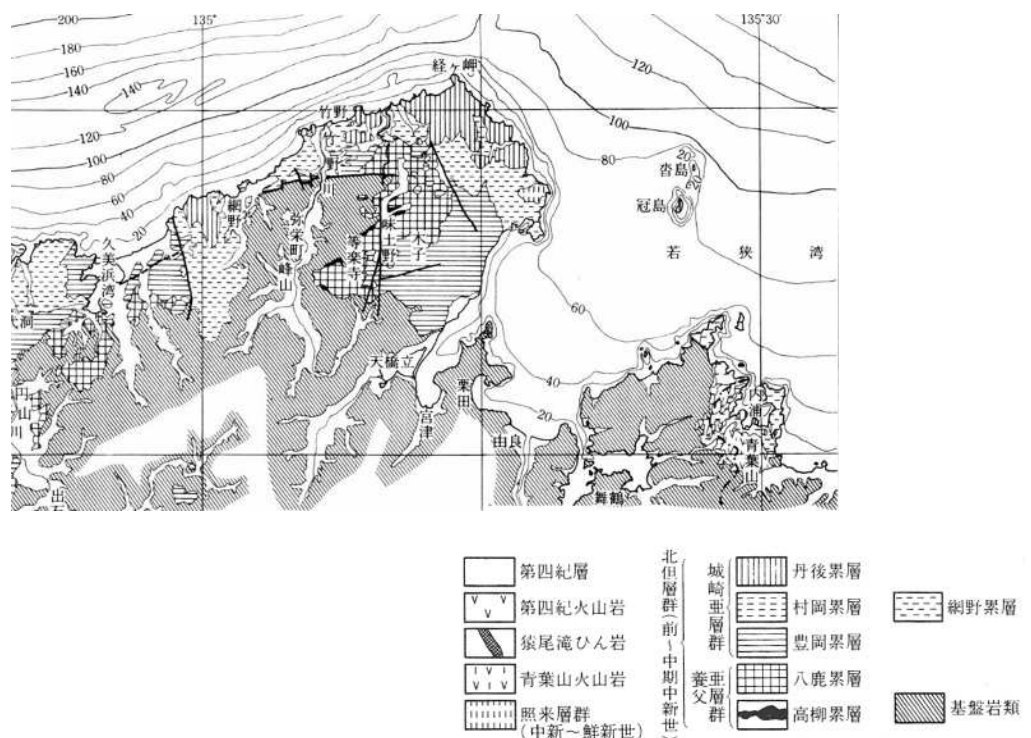


図 1-1-3 海底地形図

出典：「日本の地質 6 近畿地方」 共立出版株式会

(2) 地質

広域地質図（図 1-1-4）に示すように、若狭湾沿岸域の大浦半島から由良川河口付近には、古生代の堆積岩や変成岩が東北東－西南西方向に分布している。また、由良川から宮津湾にかけては、古第三紀の宮津花崗岩が広く分布している。

山陰海岸沿岸域には、新第三紀中新統北但層群の堆積岩や火成岩が分布している。竹野川や浅茂川等の河川に沿った平地には、第四期完新世の沖積層や段丘層による平地が分布している。

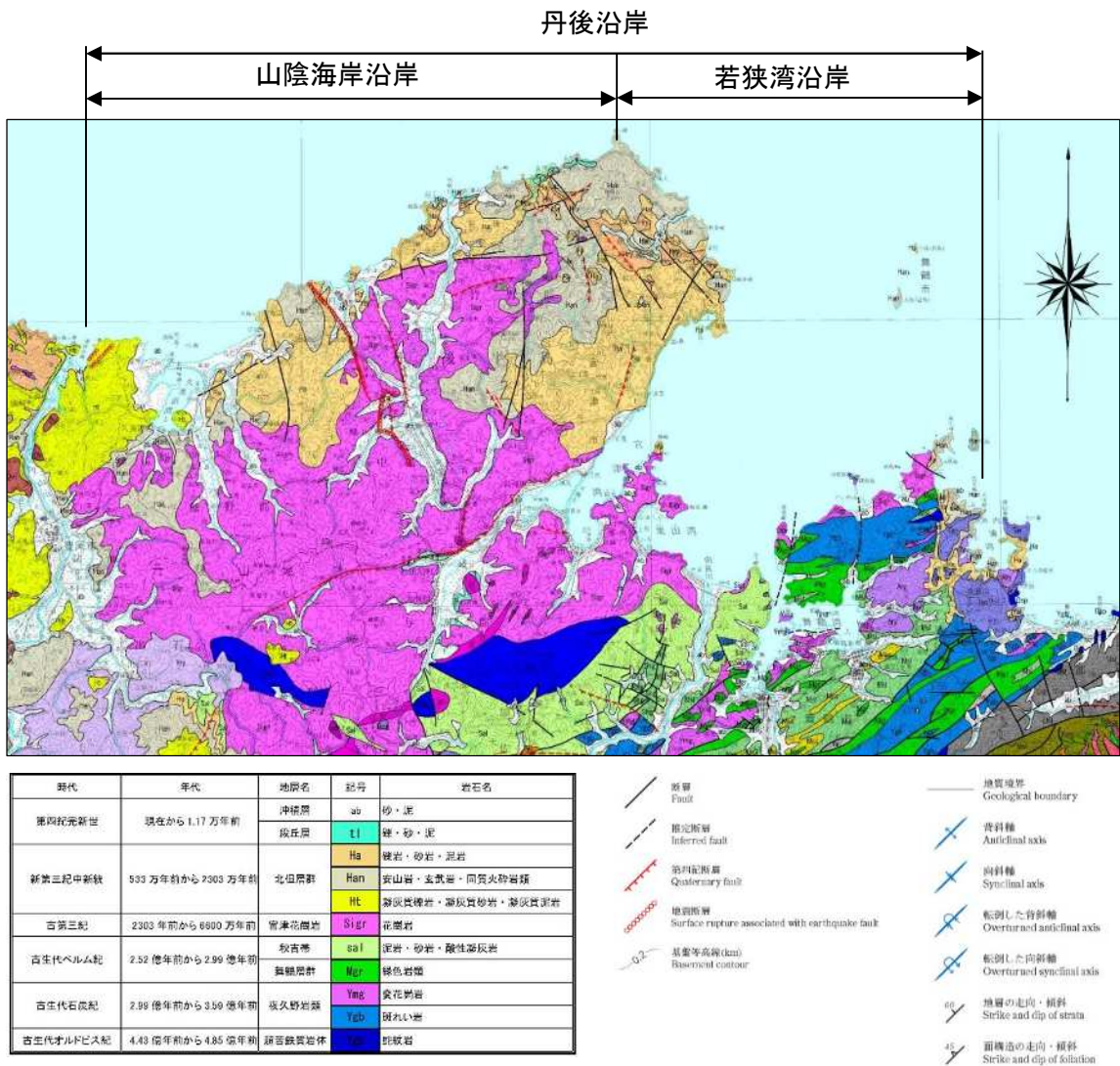


図 1-1-4 広域地質図

出典：「日本の地質 6 近畿地方」 共立出版株式会社

(3) 底質

丹後沿岸はリアス式海岸のため、海底には岩石が点在しており、沖合の浦島礁にも岩が確認される。若狭湾沿岸域は湾奥まで泥が入り込んでおり、一部で砂泥混合も見られる。

山陰海岸沿岸域の水深 200m より岸側では、細砂や砂が広く分布し、一部で砂泥混合も見られる。水深 200m より沖には、青色泥が広く分布している（図 1-1-5）。

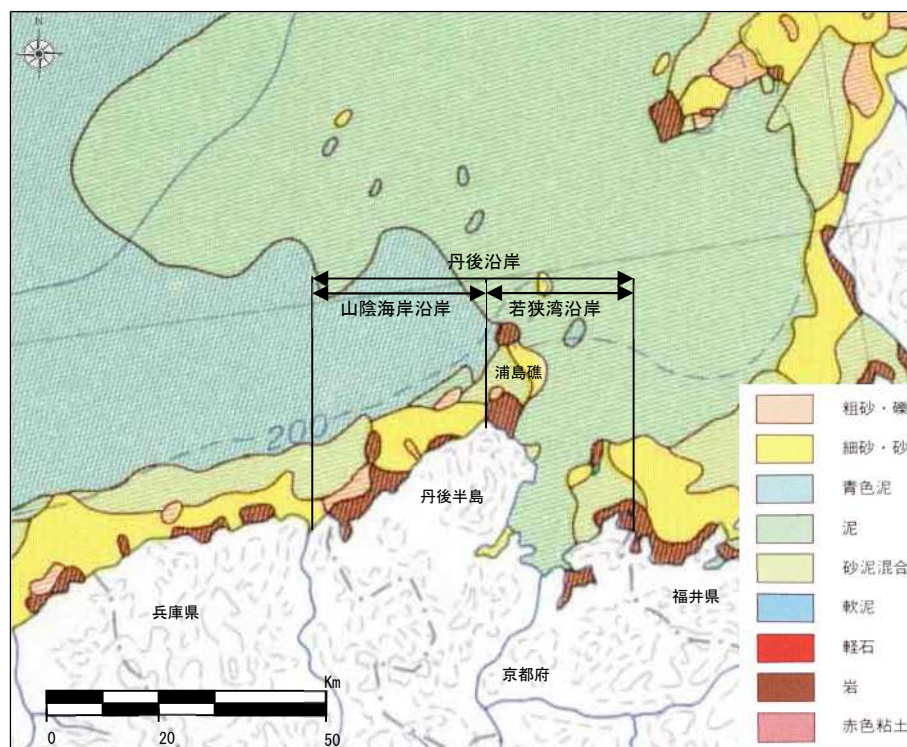


図 1-1-5 近海底質（若狭湾）

出典：国土地理院 近海底質図から抜粋

(4) 活断層

丹後半島には、活断層(第四紀断層および地震断層)が確認されている(図 1-1-6)。

山田断層は、丹後半島の基部を東北東－西南西方向に延びる北側隆起を伴う右横ずれ断層である。郷村断層は、丹後半島から北方の日本海にかけて、北北西－南南東方向に延びる左横ずれ断層である。両断層とも 1927 年(昭和 2 年)北丹後地震の際に出現している。

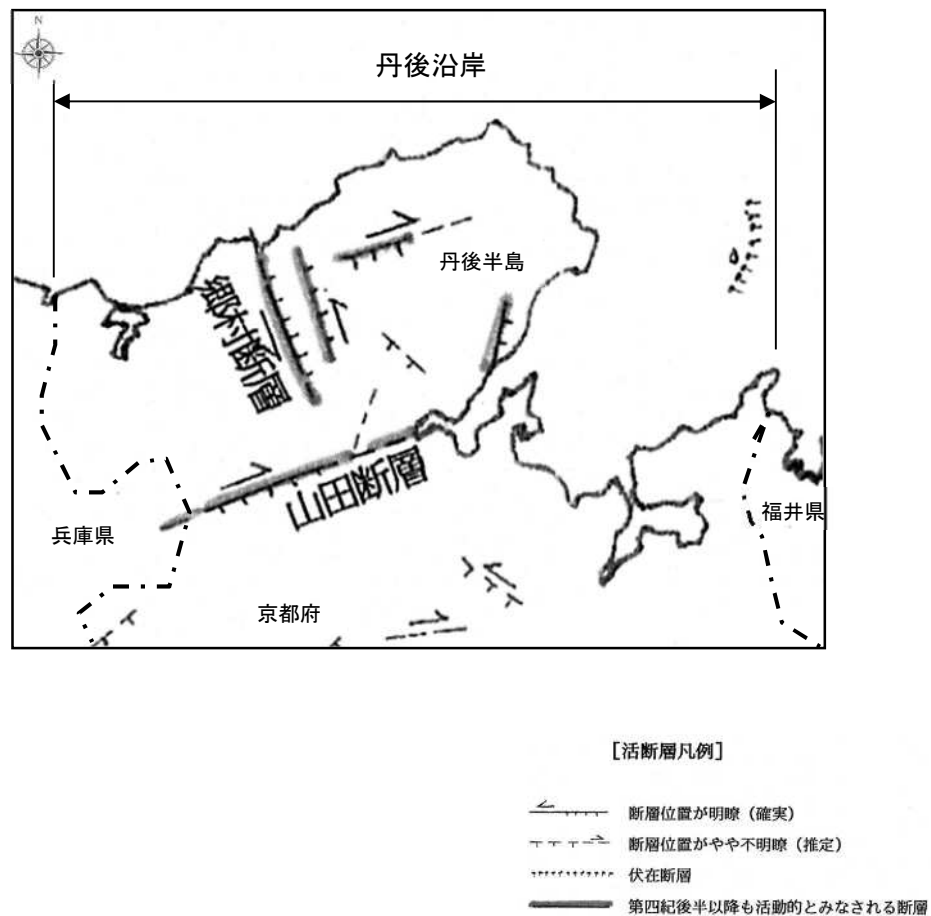


図 1-1-6 京都沿岸部の活断層

出典：近畿地方土木地質図 近畿地方の主な活断層(確実度ⅠおよびⅡ)

(佐野正人編図、2002) より抜粋

(5) 自然景観

丹後沿岸には、^{にいざき}経ヶ岬・^{ことひきはま}新井崎等の岩石海岸や、^{あまのはしだて}琴引浜等の砂浜海岸、^{しょうてんきょう}天橋立・^{しょうてんきょう}小天橋等の砂州地形、舞鶴湾等のリアス式海岸等、多様な海岸地形が見られる。

このため、すぐれた海岸景観の見られる地点が多く、これらのほとんどは主要な観光資源になっている（図 1-1-7）。



図 1-1-7 自然景観

(6) 気象・海象

丹後沿岸の気温や降水量は、舞鶴特別地域気象観測所（以下「舞鶴」という。）等で観測されている（図 1-1-8）。舞鶴での年平均気温は約 16℃であり、気候は暖かく温暖に分類される。冬季は日本海側特有のしぐれや降雪のために多雨多雪で、年間を通じて降水量は多い。月平均降水量は 150mm 程度である（図 1-1-9）。

間人^{たいざ}地域気象観測所（以下「間人」という。）における風向は、海陸風や局地的な地形の影響を受けて、南東が卓越しており、ついで北北東から東北東が多くなっている。冬季には季節風により北西を中心とした風が多くなる（図 1-1-10）。

経ヶ岬の波浪観測によると有義波高および周期の平均値はそれぞれ 1.00m、6.48 秒であり、また最大波の波高、周期の平均値はそれぞれ、1.62m、7.57 秒である。波高は、2m以下の発生頻度が 86%占めており、周期は 4～8 秒の頻度が高い。

波高の季節変動は大きく、冬季に最大値、夏季に最小値となっている。波向は北を中心に北北西～北東の範囲で出現する。最大波における月別の最大値は 10 月に記録されている 14.35m である。また、周期については 12.5 秒が最大で 2 月に記録されている（図 1-1-11）。

潮位は気象庁により舞鶴で観測が行われている。舞鶴における過去最高潮位は T.P. +0.93m（1998 年 9 月 22 日：台風 7 号）である（図 1-1-12）。



図 1-1-8 観測所位置図

出典：気象庁 HP



図 1-1-9 舞鶴 月別平均気温、降水量

出典：気象庁 HP（2020 年～2024 年データ）

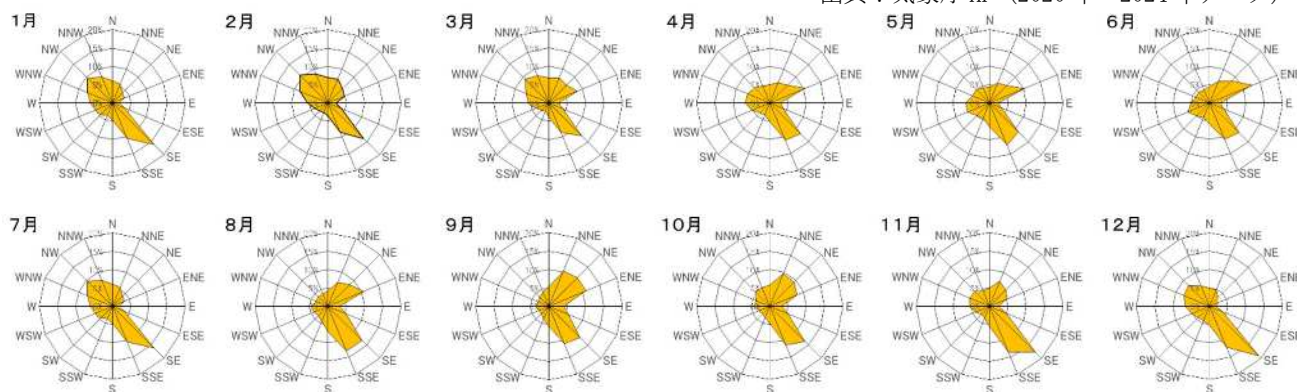
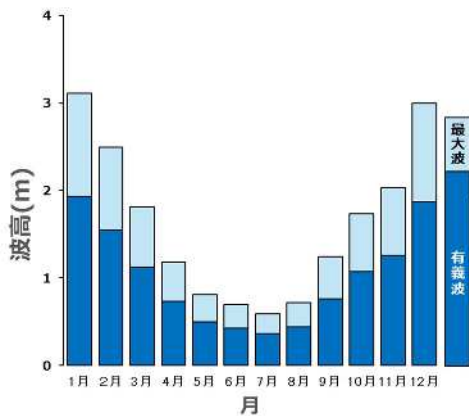


図 1-1-10 各月の風向(間人)：1目盛は5%

7 出典：「気象庁 HP」(間人観測所) (1977～2024 年データ)

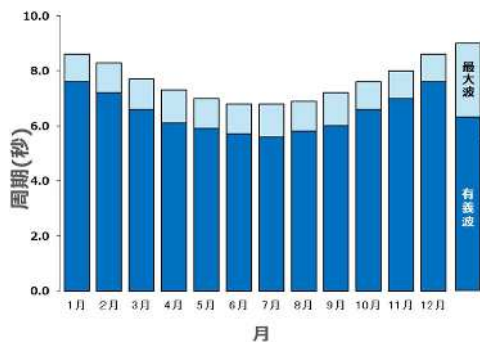


単位：(m)

	12月		1月		2月		3月		4月		5月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	1.87	3.00	1.93	3.11	1.55	2.49	1.12	1.81	0.73	1.18	0.50	0.81
標準偏差	1.22	—	1.19	—	1.11	—	1.03	—	0.74	—	0.50	—
最大値	7.83	12.33	7.66	12.08	5.67	8.94	7.27	11.55	7.05	11.04	5.18	8.31

	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	0.43	0.70	0.36	0.59	0.44	0.72	0.76	1.24	1.07	1.73	1.26	2.03
標準偏差	0.42	—	0.31	—	0.40	—	0.77	—	1.01	—	0.98	—
最大値	4.10	6.48	3.39	5.46	4.13	6.57	7.80	12.31	9.13	14.35	5.29	8.33

図 1-1-11(1) 月別の波高の平均値・標準偏差および最大値・最小値



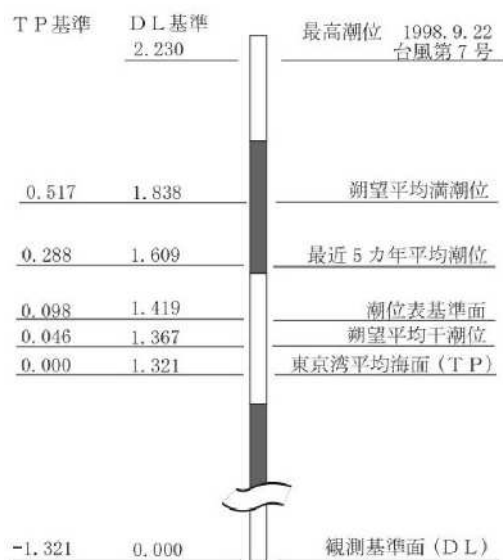
単位：(秒)

	12月		1月		2月		3月		4月		5月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	7.60	8.60	7.60	8.60	7.20	8.30	6.60	7.70	6.10	7.30	5.90	7.00
標準偏差	1.60	—	1.50	—	1.50	—	1.70	—	1.70	—	1.70	—
最大値	11.00	11.40	11.50	11.20	12.50	11.20	8.90	10.30	9.00	12.20	7.60	9.10

	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	5.70	6.80	5.60	6.80	5.80	6.90	6.00	7.20	6.60	7.60	7.00	8.00
標準偏差	1.70	—	1.50	—	1.60	—	1.50	—	1.70	—	1.70	—
最大値	11.40	10.50	7.00	8.50	9.70	10.20	11.20	11.20	11.60	11.70	10.50	11.30

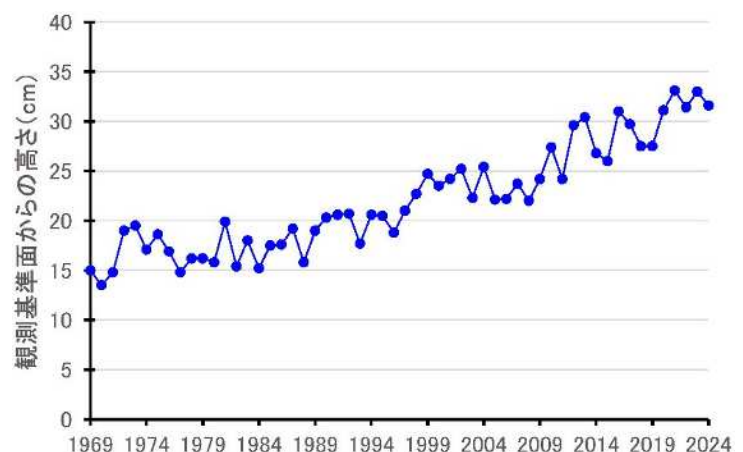
図 1-1-11(2) 月別の周期の平均値・標準偏差および最大値・最小値

出典：気象庁 HP 経ヶ岬波浪観測累計表（2010～2024 年）



潮位図（1969 年～2017 年データ）

出典：令和 6 年 4 月舞鶴港湾計画図



潮位の経年変化（1969 年～2024 年データ）

出典：気象庁 HP

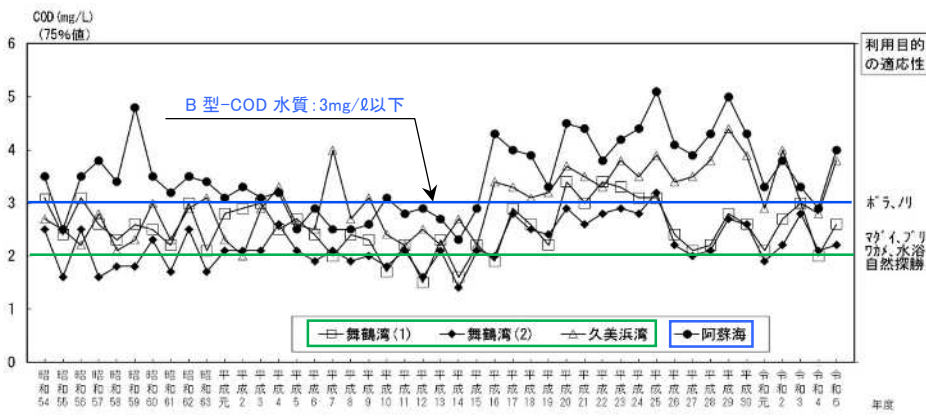
図 1-1-12 舞鶴の潮位

(7) 水質

丹後沿岸の水質は、外洋に面した開放性の海岸と内湾で異なる。

外洋に面した開放性の海岸では、水質基準を満足しており、良好な水質環境が保たれている。観測所のある久美浜湾沖、竹野川沖、鷲崎沖、波見埼沖、栗田湾沖では、有機汚濁の代表的な指標である COD の環境基準を満足している（表 1-1-1、図 1-1-14）。

一方、内湾の舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾、阿蘇海では海水交換の悪い閉鎖性水域であることから、有機汚濁の代表的な指標である COD の環境基準は未達成が続いている（図 1-1-13）。



(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、そのうちの最大値を表記しています。

図 1-1-13 主要環境基準点(海域)の COD の年次推移 (年平均値)

表 1-1-1 環境基準点の環境基準達成状況(COD)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾(1)	A	2	念仏鼻地先 檜崎地先	×	[類型毎の 環境基準点] A…2mg/L以下 B…3mg/L以下 C…8mg/L以下
舞鶴湾(2)	A	2	キンギョ鼻地先 恵比須崎地先	×	
宮津湾	A	2	江尻地先 島崎地先	×	
阿蘇海	B	3	野田川流入点 中央部 溝尻地先	×	
若狭湾	A	3	栗田湾沖 波見埼沖 鷲崎沖	○	
山陰海岸	A	2	竹野川沖 久美浜湾沖	○	
久美浜湾	A	2	湾口部 湾奥部	×	

(注)1 環境基準の達成状況については、年間を通じた日間平均値の75%水質地により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

出典：京都府「環境白書(令和6年度版)」(類型ごとにハッチングを追加)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾(ア)	II	2	念仏鼻地先 檜崎地先	○	[類型毎の 環境基準点] (全窒素) I…0.2mg/L以下 II…0.3mg/L以下 III…0.6mg/L以下 IV…1mg/L以下 (全磷) I…0.02mg/L以下 II…0.03mg/L以下 III…0.05mg/L以下
舞鶴湾(イ)	II	2	キンギョ鼻地先 恵比須崎地先	○	
宮津湾	II	2	江尻地先 島崎地先	○	
阿蘇海	II	3	野田川流入点 中央部 溝尻地先	×	
久美浜湾	II	2	湾口部 湾奥部	×	

(注)1 環境基準の達成状況については、表層の年間平均値により評価しています。

(注)2 水域毎の達成状況は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

出典：京都府「環境白書(令和6年度版)」

海 域				
類型	COD水質	類型	全窒素水質	全磷水質
A	2mg/L以下	I	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
B	3mg/L以下	II	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
C	8mg/L以下	III	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
		IV	1mg/L以下	0.09mg/L以下



図 1-1-14 環境基準測定地点

(8) 河川流入

丹後沿岸にそそぐ河川は、一級河川由良川と二級河川 37 河川である(表 1-1-2)。

由良川は、その源を京都・滋賀・福井の府県境杉尾坂に発し、北桑田の山間部を流れ、高屋川、上林川等を合わせて綾部を貫流し、さらに福知山に出て土師川を合わせ、北流して舞鶴市および宮津市において日本海に注ぐ、幹川流路延長 146km、流域面積 1,880km² の一級河川である。丹後沿岸に注ぐ二級水系は、短流路で小流域が多い(図 1-1-15)。

表 1-1-2 丹後沿岸に流入する京都府の二級河川

	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
1	野原川	4.1	7.4	20	真名井川	0.6	1.0
2	瀬崎川	1.0	1.7	21	畑川	2.4	5.5
3	大丹生川	2.8	5.9	22	世屋川	2.1	16.3
4	河辺川	5.4	15.0	23	波見川	3.9	10.4
5	朝来川	5.6	13.3	24	犀川	2.9	7.2
6	志楽川	6.7	15.3	25	朝妻川	3.8	5.7
7	祖母谷川	6.3	9.1	26	筒川	14.4	47.0
8	与保呂川	7.1	18.5	27	吉野川	3.3	11.0
9	伊佐津川	17.0	75.0	28	宇川	18.6	54.2
10	高野川	7.2	16.2	29	竹野川	32.6	206.4
11	福井川	2.2	5.2	30	樋越川	0.6	9.5
12	大雲川	2.0	6.7	31	福田川	12.4	30.5
13	神子川	2.0	3.6	32	木津川	3.8	15.3
14	大膳川	0.8	2.0	33	佐濃谷川	19.0	54.2
15	大手川	4.8	27.6	34	川上谷川	11.5	44.8
16	宮川	1.0	1.4	35	栃谷川	4.3	5.5
17	野田川	15.4	99.2	36	久美谷川	4.5	15.3
18	男山川	2.8	6.0	37	新樋越川	0.7	11.0
19	三田川	1.3	2.3				

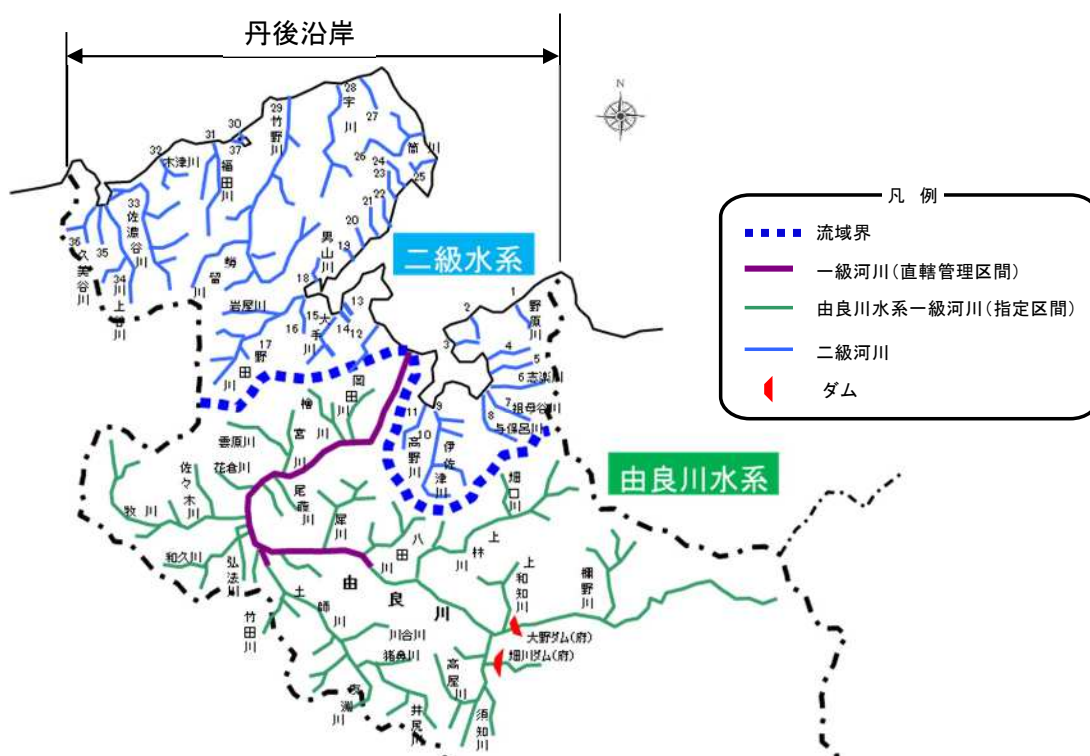


図 1-1-15 丹後沿岸 流入河川位置図

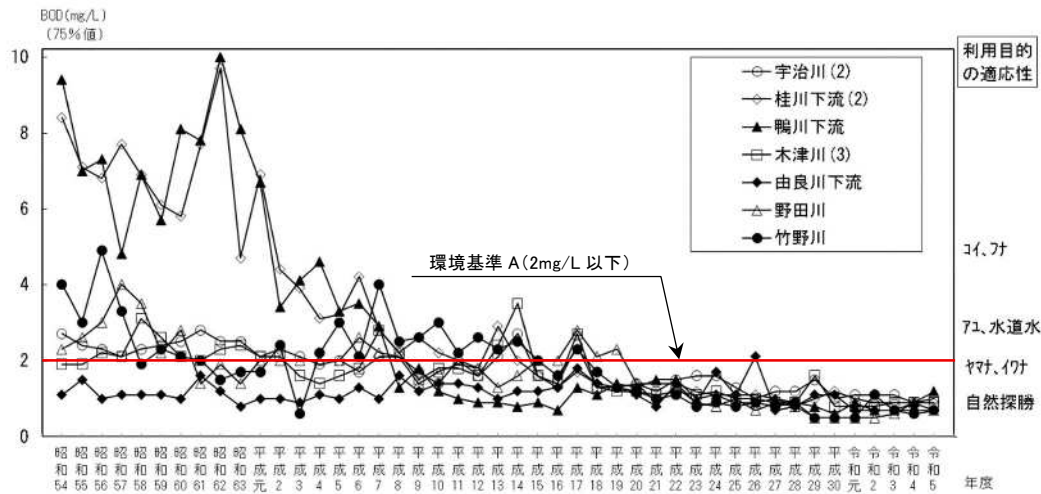
由良川で多くの被害が発生した平成16年10月台風23号の降雨は、時間最大雨量40～50mm/hr程度で、20mm/hr以上の雨が5時間以上続き、由良川の基準観測所（福知山）では最大流量5,285m³/sを記録した。また、平成25年9月台風18号の降雨では、最大流量が過去最大の5,400m³/sを記録し、府では初の大雨特別警報が発令された。由良川の子な洪水を表1-1-3に示す。

表 1-1-3 由良川の子な洪水

発生年月日	要因	総雨量 (mm)	最高水位 (m)	最大流量 (m ³ /s)	災害 救助法 適用	被害状況									
						人的被害(人)		家屋被害(戸)							
						死者	負傷者	流失	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	
昭和28年09月25日	台風13号	360.2	7.80	6,500	●	12	820	84	986	-	1,384	-	4,075	284	
昭和34年09月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	247.6	7.10	4,384	●	1	28	7	10	-	144	-	3,958	1,780	
昭和36年09月16日	第2室戸台風	-	5.30	-	●	3	6	-	11	-	200	-	179	10	
昭和36年10月28日	台風26号	234.8	5.33	2,402	●	-	-	-	-	8	-	-	767	1,708	
昭和40年09月14日	秋雨前線	473.6	5.41	2,833	●	-	-	-	-	-	-	-	490	1,314	
昭和40年09月18日	台風24号	473.6	5.41	2,833		-	-	-	3	-	1	-	411	1,534	
昭和47年09月16日	台風20号	188.1	6.15	4,063	●	-	5	-	4	-	33	-	527	1,024	
昭和57年08月02日	台風10号	188.3	5.45	3,636		-	-	-	-	-	-	-	29	21	
昭和58年09月28日	台風10号	245.6	5.57	3,608		1	-	-	5	-	3	8	14	178	
平成2年09月20日	台風19号	250.3	4.64	2,469		-	-	-	-	-	-	-	-	62	
平成16年10月20日	台風23号	288.7	7.55	5,285	●	2	2	-	-	-	59	115	755	731	
平成18年07月19日	梅雨前線	-	5.00	2,456		-	1	-	-	-	-	79	-	-	
平成23年05月29日	台風2号	-	5.14	2,385		-	-	-	-	-	-	-	1	8	
平成23年09月20日	台風15号	-	5.73	3,188		-	-	-	-	-	-	-	4	11	
平成25年09月16日	台風18号	299.0	8.30	5,400	●	-	-	-	2	19	311	423	356		
平成26年08月16日	秋雨前線	178.0	6.48	3,516	●	-	-	-	13	6	266	3,968	2,029	2,471	
平成29年10月23日	台風21号	245.6	7.39	4,270	●	-	-	-	-	-	12	11	98	227	
平成30年07月07日	梅雨前線	380.5	6.52	3,574	●	-	-	-	14	-	40	-	414	747	

出典：「R5.8 由良川水系河川整備基本方針」（出水規模等を補間して再整理）

丹後沿岸に流入する河川の水質は、由良川、野田川、佐濃谷川、伊佐津川で経年的に観測されている。近年は、全水域で環境基準を達成している（図1-1-16）。



（注）1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、そのうちの最大値を表記しています。

図 1-1-16 丹後沿岸 流入河川の水質(BOD:75%値)

出典：京都府「環境白書（令和6年度版）」

(9) 陸域の生物

① 植物

丹後沿岸には希少な植生が多く分布している。これらの多くは、温暖な対馬海流や海洋性気候の影響をうけて発達したシイ林、タブ林等の暖温帯性常緑広葉樹林である。この他に、クリ・ミズナラ・クヌギ・コナラ等の二次林が、ほぼ全域の山地に分布するとともに、天橋立や経ヶ岬のクロマツ林、神崎浜のハマナスや箱石浜（久美浜海岸）の砂丘植生等も見られ、箱石浜には府絶滅危惧種のトウテイランがある（図 1-1-17、図 1-1-18）。



図 1-1-17 トウテイラン



図 1-1-18 丹後半島 植生図

出典：環境生物多様性センター「1/25,000 植生図」（GIS により表示）

② 昆虫類

丹後沿岸で確認されている昆虫類は、指標昆虫※¹が5種、特定昆虫類※²が23種である。海岸に比較的近い地域に見られる種は、京丹後市のコサナエ、宮津市のムカシトンボ、久美浜湾のヒヌマイトトンボであり、他は丘陵地から山地にかけて分布している（図1-1-19）。海岸砂地やそれに続く草原、あるいは河川沿いの草地では、全国的にも多くの昆虫の生息域の減少が報告され、京都府でも、近年では従来のカワラバッタ等に加え、砂地の河川敷に生息するカワラゴミムシなどが府レッドリストに追加された（図1-1-20）。

琴引浜では58種類のハチが確認され、種数が比較的多く、種多様性に富むと言われている。また、^{かんむりじま}冠島には、18種の特定昆虫類が確認されており、自然が豊富に残っていることを示している（図1-1-21）。

※1：分布域が広く、比較的馴染みがあり、かつ全体として山地から平野までの良好な自然環境の指標となる昆虫として環境省により選定された昆虫類

※2：都道府県毎に、山地から平野までの良好な自然環境の指標となる昆虫として選定された昆虫類



図1-1-19 ヒヌマイトトンボ

出典：京都府 HP



図1-1-20 カワラバッタ

出典：京都府 HP

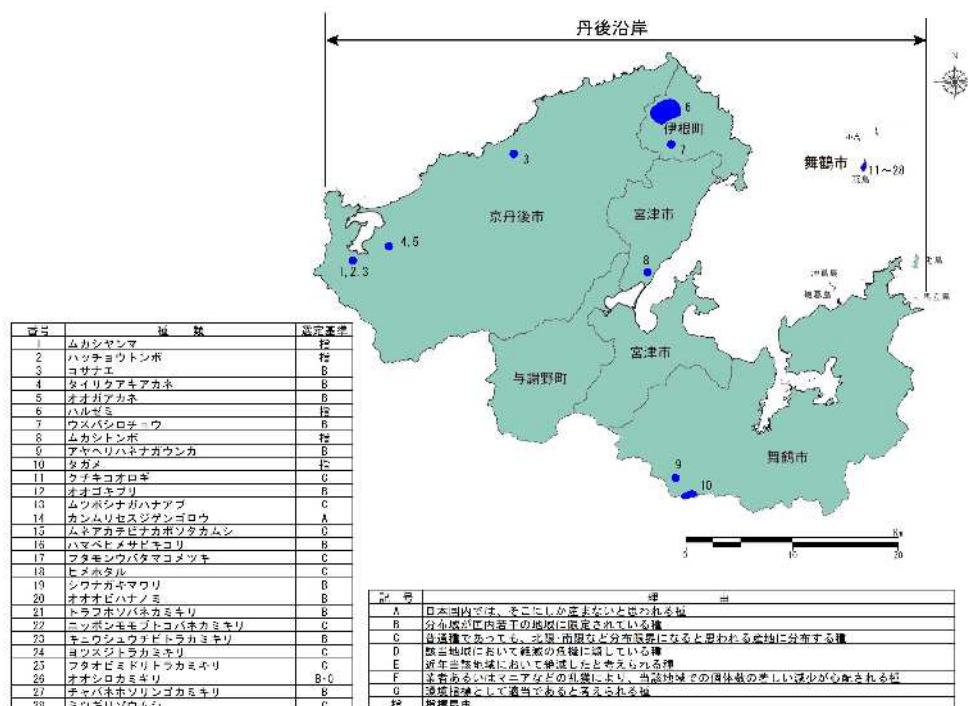


図1-1-21 希少昆虫類の分布

出典：第2回自然環境保全基礎調査 京都府動植物分布図（昭和56年）

③ 動物類・鳥類

京都府のレッドデータブックに記載されている哺乳類の内、丹後沿岸ではニホンザルやカモシカ、ムササビ等が確認されている。その他にもタヌキやキツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ等、多種多様な動物類が生息している。

また、鳥類では、冠島^{かんむりじま}、杳島^{くつじま}、宮津湾・阿蘇海、久美浜湾が水鳥の集団繁殖地・渡来地となっており、冠島は京都府の鳥であるオオミズナギドリの繁殖地として、国指定の天然記念物に指定されている（図 1-1-22、図 1-1-23）。



図 1-1-22 オオミズナギドリ

出典：京都の自然 200 選

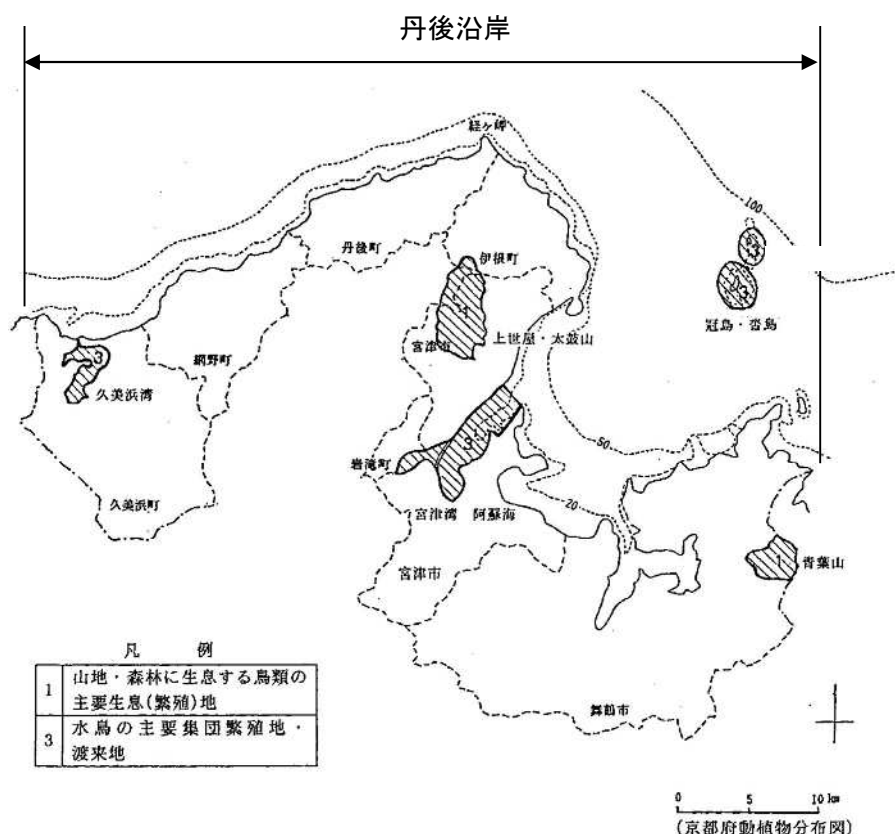


図 1-1-23 鳥類繁殖地分布図

出典：第 4 回自然環境保全基礎調査 京都府自然環境情報図（平成 7 年）

(10) 海域の生物

① 魚介類

丹後沿岸は、対馬海流の影響を多く受ける日本海に面した外洋性の海と、流入河川からの影響を多く受ける内湾性の若狭湾（宮津湾、舞鶴湾を含む）により構成され、生息生物もその影響を受けている。日本海側では、対馬海流の影響により、暖海性のマグロやトビウオ等が、春～夏に北上し、秋～冬の南下回遊の途中に来遊する。また、対馬暖流より下の層では水温が周年 1～2℃と冷たい海水によって占められ、ズワイガニ、ホッコクアカエビ、ハタハタ等の冷水性の魚類が生息している。

若狭湾は、河川（由良川等）からの流入により、豊富な栄養塩類に支えられた海となっている。代表的な生息生物は、二枚貝のアサリ、トリガイやカレイ類といった主に浅海域での砂泥を好むもののほか、暖海を好むメジナ、アイゴ、ホンベラ等である。

当地域で漁獲される主な魚介類は、カタクチイワシ、サワラ、アジ類、イカ類、サバ類、ブリ類等があげられる（図 1-1-24）。



図 1-1-24 京都でとれる主な魚介類

出典：京都府水産事務所「R7 京都の水産」

② 藻場

当地域の海域では、ヤツマタモク、ジョロモク、ヨレモク、マメタワラ、ノコギリモク、ナラサモ、イソモク、エゾノネジモク、ヤナギモク、アカモク、フシスジモク等、複数種のホンダワラ科海藻^{かいそう}で構成されるガラモ場（ホンダワラ藻場）が岩礁域に広範囲に分布する。ガラモ場には、大規模な群落を形成しているホンダワラ科海藻のほか、コンブ目（ワカメ、クロメ、アラメ）、小型褐藻類^{かつそうるい}（アミジグサ、ヘラヤハズ、シワヤハズ）、紅藻類^{こうそうるい}（マクサ、ムカデノリ、ピリヒバ、有節サンゴモ、無節サンゴモ類）、緑藻類^{りよくそうるい}（アナアオサ、ミル）が混在している。

また、久美浜湾、宮津湾、舞鶴湾等の内湾域や砂の流動が制限された沿岸浅所には海草アマモが繁茂する小規模なアマモ場が点在する。アマモ科の海草としては、アマモのほか、砂地に生えるコアマモ、岩上に生えるエビアマモが分布する。

「第7回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」（平成20年、環境省自然環境局）によれば、京都府海域ではガラモ場が主体で全般に種数が少ないことが示されている。

京都府では平成17年度から平成22年度まで海藻着底基質の設置によるヘクター規模での藻場造成に取り組み、平成30～令和2年度に実施された藻場調査では京都府の藻場面積は約1,507haとされている（図1-1-25）。



図 1-1-25 主な藻場の分布区域

出典：環境生物多様性センター「藻場調査」（GISにより白地図と併せて表示）

1-2 社会的特性

1-2-1 海岸の歴史

丹後沿岸には、海岸が舞台となった史実・伝説・民話等が数多く残り、国内有数の古墳・遺跡が点在している。

丹後の国は、奈良時代に丹波の国から分離してできた。丹後の国の国府は、天橋立の府中であつたようである。しかし、古くは、丹後半島北部が国の中心であつたと推定され、古墳から出土品が発見されている。当時の福田川や竹野川等の河口には潟湖があり、港になっていたとされるが、河口閉塞により港としての機能を失い、港で繁栄していた豪族等が、天橋立周辺に移り、「遷都」されたものと考えられている（図 1-1-26）。

海と陸との接点である「海岸」が、そこに
住む人にとっていかに重要であり、生活に密
着してきたものであったかを示す歴史につい
て、いくつか紹介する。



図 1-1-26 竹野川河口潟湖推定図

出典：「歴史の中の天橋立とその形成の過程／岩垣雄一」 ほか

(1) 天橋立

天橋立は、波静かな外海の宮津湾と内海の阿蘇海を二つに割いて、白砂青松が延びる約 3.6km の砂嘴である。砂嘴のおよそ半分は、弥生時代に出來たと考えられている。小式部内侍が『小倉百人一首』のなかで、憧憬を込めて詠み、江戸の頃より日本三景の一つとして名高い場所である。『丹後國風土記』逸文によると「伊射奈藝命いざなぎのみことが天と地を往来するための梯子で、伊射奈藝命が寝ている間に倒れて天橋立になった」と言われている（図 1-1-27）。



图 1-1-27 天橋立

天橋立は縄文海進（氷河期の後、縄文前期に海面が最も上昇した現象）で形成された。海面が上昇したことで、近隣河川から出てきた土砂が発達した沿岸流と湾外からの波によって湾奥へと運ばれ、その後、海面低下と漂砂により、天橋立の地形が形成されたとされている。現在の天橋立の形状に発達するまでには、3,500年かかったと見られ、雪舟、貝原益軒、歌川広重らが、各時代に描き編集した絵や図では、少しずつ成長する天橋立の様子が残されている。

(2) 新井崎^{にいざき}

伊根町の^{にいざき}新井崎には「徐福^{じょふく}伝説」が伝えられている。徐福が実際に新井崎に上陸したかどうかは定かではなく、伝説も日本各地に残るが、地名のイネは稲に通じ、古代に大陸から稲作がもたらされた言い伝えにちなむと伊根町誌に記されている。

地形は急峻で幾段にも棚田が築かれている。伊根町に伝わる伝説では、秦の時代、司馬遷によって著された中国の正史『史記』では、始皇帝の命により不老長寿の薬を求めて大陸から海流に乗って徐福一行が辿り着いたのが新井崎とされている。このとき徐福がもたらしたとされたのが稲作技術や鑄鉄の技術、漢方医学や神仙思想である。このため、^{かんむりじま}冠島と^{くつじま}沓島は仙人が住む島と伝えられた（図 1-1-28）。



出典：「京都の伝説 丹後を歩く／福田晃・真下厚」 ほか

図 1-1-28 新井崎

■ 日本最古の舟着場（舞鶴市）



図 1-1-29 浦入

かつて舞鶴湾の近くに長さ約 300mの砂嘴があり、これに囲まれた小さな入り江は浦入^{うらにゅう}と呼ばれている（図 1-1-29）。遺跡調査の結果、この砂嘴は縄文海進によって形成されたことが明らかになった。砂嘴の起点近くからは、杭や碇とともに、海進で埋もれた丸木舟が見つかり、日本最古の舟着場とされた。

この丸木舟は杉をくり貫いて造ったもので、推定全長 10m（残存長 4.6m）、幅約 1m、舟底の厚さ 7cm である。年代測定の結果、約 5,300 年前のものとされた

（図 1-1-30）。舟の大きさから見て、漁業のためだけでなく、交易にも利用したものと考えられる。浦入の人々は、ここに住み始めた縄文早期後半から、ここを定住の場だけでなく、季節生活の場、漁労活動の基地、風待ち等、多目的に利用して



図 1-1-30 丸木舟

いたものと思われる。小さな船着場となっていた浦入は、数戸の民家と別荘のための定期航路があったが、乗船客が減少し、さらに近隣の火力発電所の建設用地となり廃止されたが、このような古代ロマンが隠されていたのである。

1-2-2 沿岸利用の現況

(1) 地域の生活利用

丹後地方は、山地が海に迫り、平地が少ない地形である。

海沿いの集落は、あまり農耕に適しておらず、日常生活と海岸・海は非常に密接な関わりがある。昔から、「半農半漁」と言われるような、小規模な採取漁業が、生活の中で行われてきており、「里海」として海が利用されてきた。舞鶴湾、宮津湾・阿蘇海、久美浜湾等、波が穏やかなところでは、伝統的な漁業が行われてきたが、近年は船舶を利用した大規模漁業に切り替わり、多くの漁港が整備されることとなった。

舞鶴湾は湾奥まで日本海の荒波が入り込まない、穏やかな天然の良港となっており、カキやワカメ等の養殖が盛んである。宮津湾は、水産業が盛んで、タイ類やナマコ等が水揚げされるほか、阿蘇海ではイワシ等が漁獲される。久美浜湾は閉鎖性の高い水域であり、湾内ではカキの養殖が盛んに行われている。このように、それぞれの湾で地域の生活利用が分かれている。

昭和 30 年代頃まで、道路が通じず「陸の孤島」であったところも多く、外との連絡に長く船舶が使われており、これらの集落では、海岸は玄関の役割も果たしていた。砂浜、ゴロタ石浜等が、そのまま船揚げに利用され、海岸に「船小屋」ができることとなった。これらは、現在も数多く残っている。特に、極端に背後地が狭小である伊根湾^{いねわん}周辺では、これが住居も兼ねた「舟屋」に発展したものと考えられる(図 1-1-31)。

自然の海岸を小規模に改変し、栈橋として使用するケースも多く、舞鶴湾内や宮津から伊根にかけての海岸線沿いでは、これが発展して定期旅客航路が運航されていた。

沿岸部の利便性を高める道路等の整備により、沿岸部に住む人々だけでなく、多くの人々が海水浴や釣りを楽しむ等、沿岸地域の利用形態が変化している。



図 1-1-31 舟屋

(2) 土地利用および人口分布

丹後沿岸の3市2町では約17万人が生活をしている。沿岸市町の人口は、令和2年国勢調査結果によると、舞鶴市80,336人、京丹後市50,860人、宮津市16,758人、与謝野町20,092人、伊根町1,928人である。

令和5年の統計によると、丹後沿岸の市町における地目別土地面積の構成比は、山林が最も多く55.0%を占めており、田20.6%、畑7.7%、宅地は9.8%となっている。

また宅地を市町別にみると、舞鶴市が37.2%、次いで京丹後市が36.2%と、宅地の約7割を両市で占めている。

丹後沿岸の大部分が森林地域となっており、舞鶴港周辺と宮津市の天橋立付近が市街化区域又は、市街化調整区域に指定されている（図1-1-32）。



出典：国土交通省 国土数値情報 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) (GISにより表示)

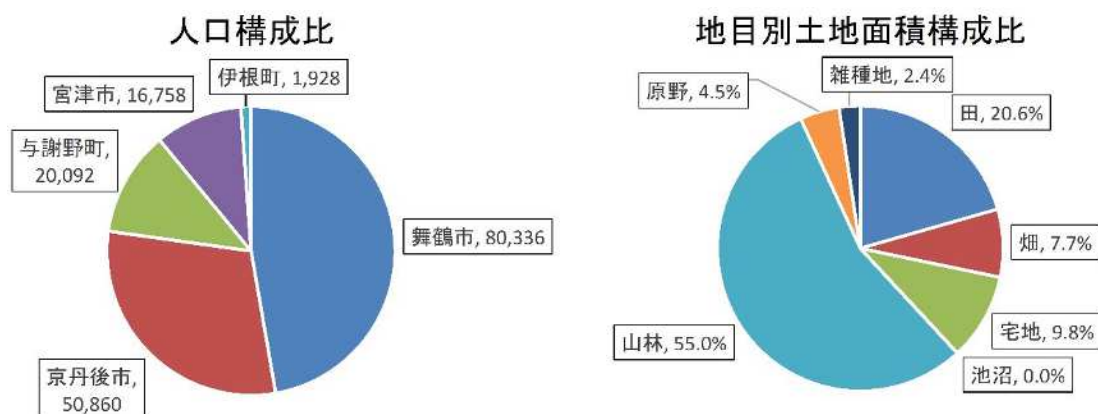


図1-1-32 土地利用

出典：「令和5年度京都府統計書」

(「2-2. 市町村の人口、人口密度(国勢調査結果)」及び「1-6. 地目別土地面積」の数値をグラフ化)

(3) 港湾の利用状況

港湾としては、重要港湾の舞鶴港と地方港湾の宮津港および久美浜港が存在する（図 1-1-33）。

重要港湾舞鶴港は京都府北部地域の開発拠点として、また、近畿圏の日本海側の門戸港として重要な役割を担っている（図 1-1-34）。総取扱貨物量は約 955 万トンで外貿貨物では石炭や完成自動車が主要品目となっており、内貿貨物では窯業品やセメントが主要品目となっている（表 1-1-4、表 1-1-5、図 1-1-35）。また、近年では外航クルーズ船の寄港が増加し賑わいをみせている（図 1-1-36）。

宮津港は主にニッケル鉱石、石炭等の鉱産品や水産品を取り扱っているほか、海洋性リゾート・レクリエーション拠点や漁業基地として利用されている。

久美浜港は主に水産品を取り扱っているほか、海の幸をはじめとするグルメの魅力とあわせて、大きな観光資源となっている。

表 1-1-4 令和6年 取扱貨物量

取扱貨物量（千トン）			
区分	舞鶴港	宮津港	久美浜港
外貿	3,906	111	-
内貿	5,646	9	1
合計	9,553	120	1

表 1-1-5 令和6年 入港船舶数

入港船舶数			
トン数	舞鶴港	宮津港	久美浜港
1万トン以上	325	2	1,322
1千～1万トン	698	4	-
1千トン未満	2,770	107	54
総数	3,793	113	1,376

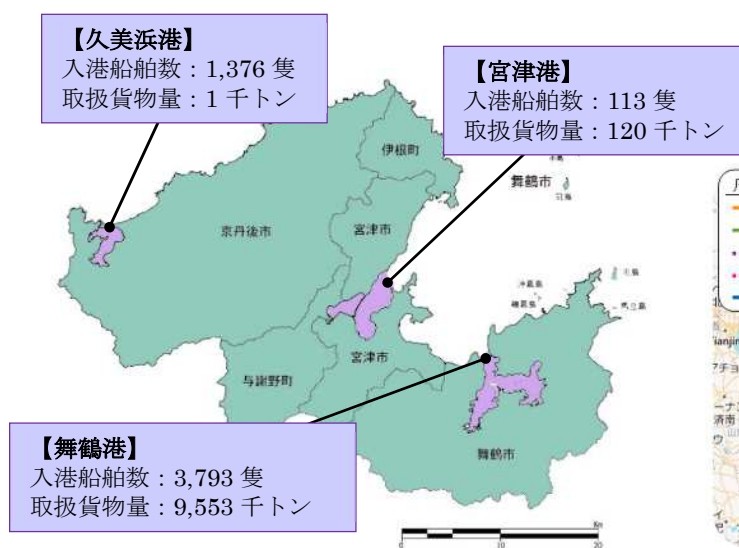


図 1-1-33 港湾の利用状況



図 1-1-34 舞鶴港



図 1-1-35 航路図



図 1-1-36 外航クルーズ
(ダイヤモンド・プリンセス)

(4) 漁業の状況

① 海面生産量および生産額

京都府では、生産量、生産額ともに大型定置網の比率が高く、大半を占めている。全国でも、大型定置網による生産量が80%以上を占める都道府県は京都府だけである。

近年の特徴として、サワラの生産量が増加している。京都府のサワラ生産量は平成11年から急増し、これまでに6回日本一となり、現在でも生産量、生産額ともに上位を占め、京都府の漁業において非常に重要な魚種となっている。

魚類の生産量は、イワシ類、サワラが特に多くなっている。また、水産動物類のイカ類やサザエ、アサリ等の貝類、ワカメ類をはじめとする海藻類の漁獲量も多い（図1-1-37、表1-1-6）。

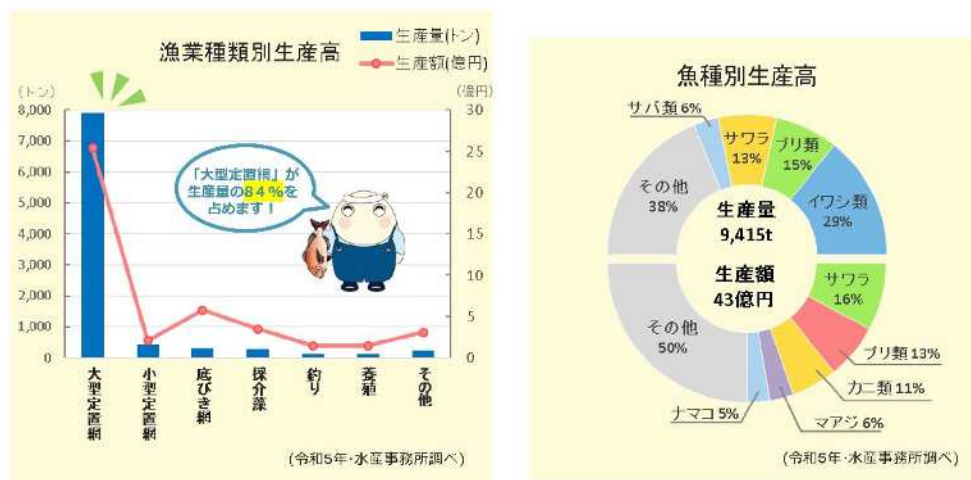


図 1-1-37 漁業種類別・魚種別生産量及び生産額

出典：「R7 京都の水産」

表 1-1-6 魚種別生産量

単位：t

魚 種	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
魚類	10,105	7,691	8,942	7,684	10,654	8,495
えび類	7	7	7	6	8	9
かに類	65	64	47	52	65	55
いか類	377	281	325	350	235	269
たこ類	43	43	38	47	39	42
うに類	-	-	5	1	0	0
海産哺乳類	-	-	-	2	1	2
貝類	260	273	184	183	228	284
その他の水産動物	99	-	-	-	-	-
海藻類	65	57	51	41	42	57
総 数	11,021	8,416	9,599	8,366	11,272	9,370

注：数字を丸めているため総数と内容は一致しない

出典：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

② 海面養殖生産量

海面養殖生産量は平成 30 年時点が 759 t であったのに対し、令和 2 年時点が 944 t と増加している（表 1-1-7）。また、海面養殖漁場は、伊根町、宮津市、舞鶴市のうち外洋に面する地区ではブリ類やタイ類、クロマグロ、ワカメ等が主であり、特に舞鶴湾、宮津湾等の内湾ではカキ類や海藻類が主となっている。

表 1-1-7 海面養殖生産量

単位：t

魚 種	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
海面養殖業収穫量	759	777	944	776	832	718

出典：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

③ 漁港

丹後沿岸には合計 33 港の漁港がある。そのうち京都府が管理する漁港として、舞鶴市に第 3 種漁港の舞鶴漁港、京丹後市に第 4 種漁港の中浜漁港がある。

また、第 1 種漁港、第 2 種漁港はそれぞれ漁港が所在している各市町が管理している（表 1-1-8、図 1-1-38）。

表 1-1-8 漁港一覧

所在地	第1種	第2種	第3種	第4種	所在地	第1種	第2種	第3種	第4種		
舞鶴市	成生	野原	舞鶴		京丹後市	袖志	間人		中浜		
	瀬崎	竜宮浜				竹野	浅茂川				
	西大浦	田井(舞鶴)				小間					
	水ヶ浦					砂方					
	神崎					三津					
宮津市	島陰	栗田				遊					
	由良	養老				浜詰					
	溝尻					磯					
	田井(栗田)					蒲井					
伊根町	泊	伊根				旭					
		新井									
		浦島									
		本庄									



図 1-1-38 漁港位置図

(5) 交通

丹後沿岸の交通は、古来より大陸からの表玄関として栄えるとともに、海路と丹後街道・若狭街道を結んで、地域の発展に寄与してきた。

現在の道路・鉄道交通網は、京都や大阪等の都市部から丹後沿岸に向けて延びており、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道等の高速道路に加え、京都丹後鉄道や直通の特急等が、都市部と丹後沿岸をつないでいる。

平成 29 年に木津 IC から京丹後大宮 IC まで京都府域の南北約 140km が高速道路でつながったことにより、丹後沿岸へは、車で京都縦貫自動車道を経由すると、木津川市から 1 時間 50 分程度で訪れることが可能である。大阪からは京都縦貫自動車道の他、舞鶴若狭自動車道等を経由して、2 時間程度でアクセス可能である（図 1-1-39）。

また、舞鶴港は韓国等を結ぶ航路や北海道を結ぶフェリーを有する近畿で唯一の日本海側拠点港である（図 1-1-35）。

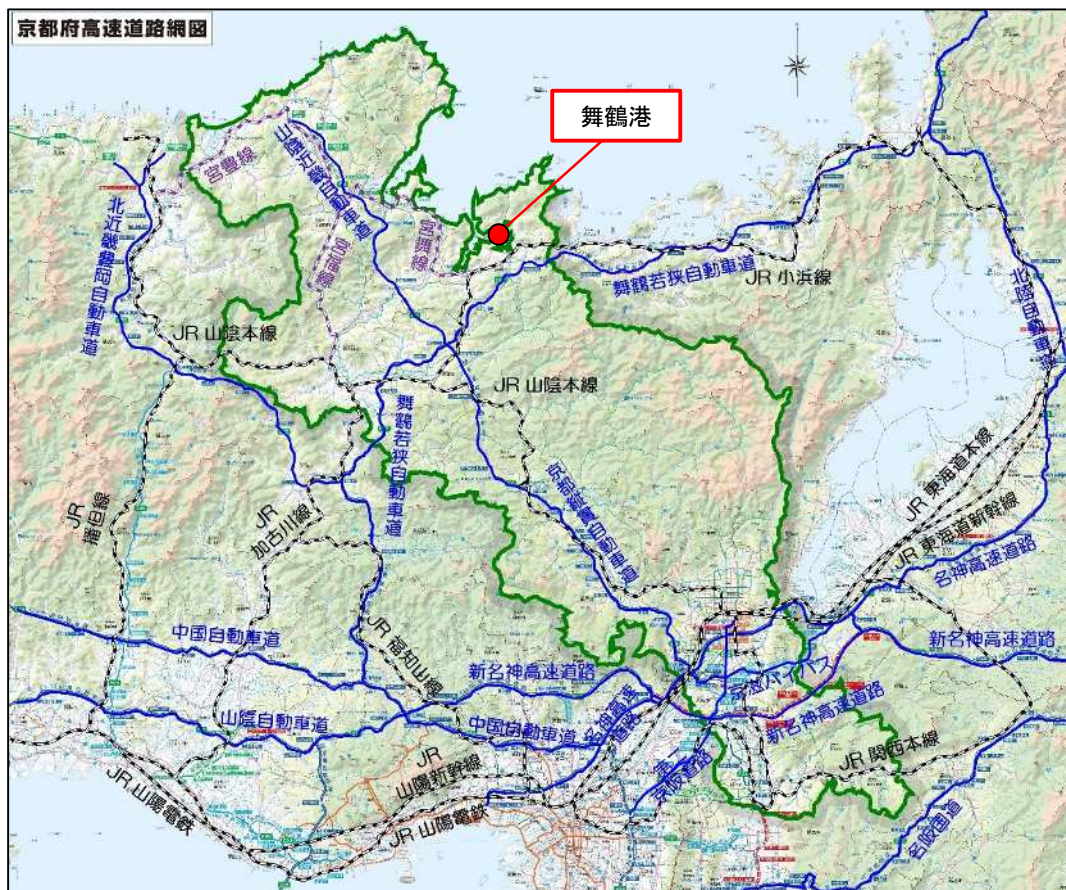


図 1-1-39 交通網図

(6) 海岸の利用状況

① 観光

丹後沿岸は、多くの観光スポットが点在し「琴引浜の鳴き砂保全の取り組み」や「天橋立世界遺産登録推進会議」、「海の京都観光圏整備計画」等の取り組みにより、全国からの多くの観光旅客の来訪がある地域である。

山陰海岸は、複雑に入り組んだリアス式海岸や奇岩、ポケットビーチ等、貴重な地形が織り成す絶景スポットが数多く存在する。平成 22 年に山陰海岸ジオパークとして認定され、沿岸域では海岸の特性を活かしたものが多く、美しい景観を眺めながら、海水浴や温泉等を楽しむ旅行者で賑わっている。

舞鶴市は、日本海に面した港町として発展してきた海軍ゆかりのまちであり、明治から大正期にかけて旧日本海軍により整備された赤レンガ建造物群が現在も数多く残されている。これらの赤レンガ倉庫は国の重要文化財に指定され、保存・活用を図る拠点として「舞鶴赤れんがパーク」が整備され、観光・交流・イベントの核となっている。また、西舞鶴地区には田辺城を中心とした城下町の歴史的景観が残り、港町と城下町が共存する特色ある都市構造を形成している。さらに、舞鶴湾では海上自衛隊艦艇を間近に望む湾内クルーズが運航されるなど、海軍の歴史と港湾景観を活かした観光が展開されており、歴史・文化・海を一体的に体感できる観光都市としての魅力を高めている。

宮津市には、丹後沿岸だけでなく、京都府を代表する観光地として、天橋立がある。天橋立は日本を代表する景勝地の一つである。

丹後半島に位置する伊根町には、海の上に建つ舟屋が、伊根湾を取り囲むように立ち並んでいる。この独特の風景から、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。舟屋群を海から眺めることの出来る遊覧船や、舟屋を改修した民宿等、観光スポットとして近年注目を浴びている。

宮津湾と伊根湾は、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟（平成 28 年 11 月）し、美しい湾がある世界の観光地との交流を深め、「海の京都」の魅力を発信している。

京丹後市は日本海に面した自然豊かな地域であり、リアス式海岸や砂浜を有する温泉地である。なかでも、夕日ヶ浦温泉は、海岸線と温泉の組合せによる絶景が評価され、「温泉総選挙 2023」の絶景部門で 1 位を受賞した（図 1-1-40）。

また、^{かいふとやま}兜山山頂にある展望施設は、久美浜湾、小天橋、日本海と国立公園にふさわしい素晴らしい景色が一望できる（図 1-1-41）



図 1-1-40 夕日ヶ浦



図 1-1-41 観光スポット 位置図

② 海水浴場

丹後沿岸には 22 箇所の海水浴場がある。市町別では、京丹後市に 14 箇所、宮津市と舞鶴市が各 3 箇所、伊根町が 2 箇所である（図 1-1-42）。

鳴き砂で有名な琴引浜をはじめ、箱石海水浴場のような遠浅海岸、名勝「立岩」^{たていわ}を背景にした立岩・後ヶ浜海水浴場、温泉が併設されている八丁浜等、それぞれ特徴的な海水浴場があり、多くの海水浴客が訪れている（図 1-1-43）。



図 1-1-42 主な海水浴場



図 1-1-43 琴引浜遊海水浴場

③ 遊漁

丹後沿岸の主な海釣り場は、湊～伊根の海岸線、宮津湾、栗田湾、舞鶴湾、大浦半島のほぼ全域の海岸線に分布している（図 1-1-44）。

遊漁対象魚種は様々であり、船釣りをはじめ、内湾部でのイカダ釣り、岩礁部での磯釣り等が沿岸遊漁の主なものとなっている（図 1-1-45）。

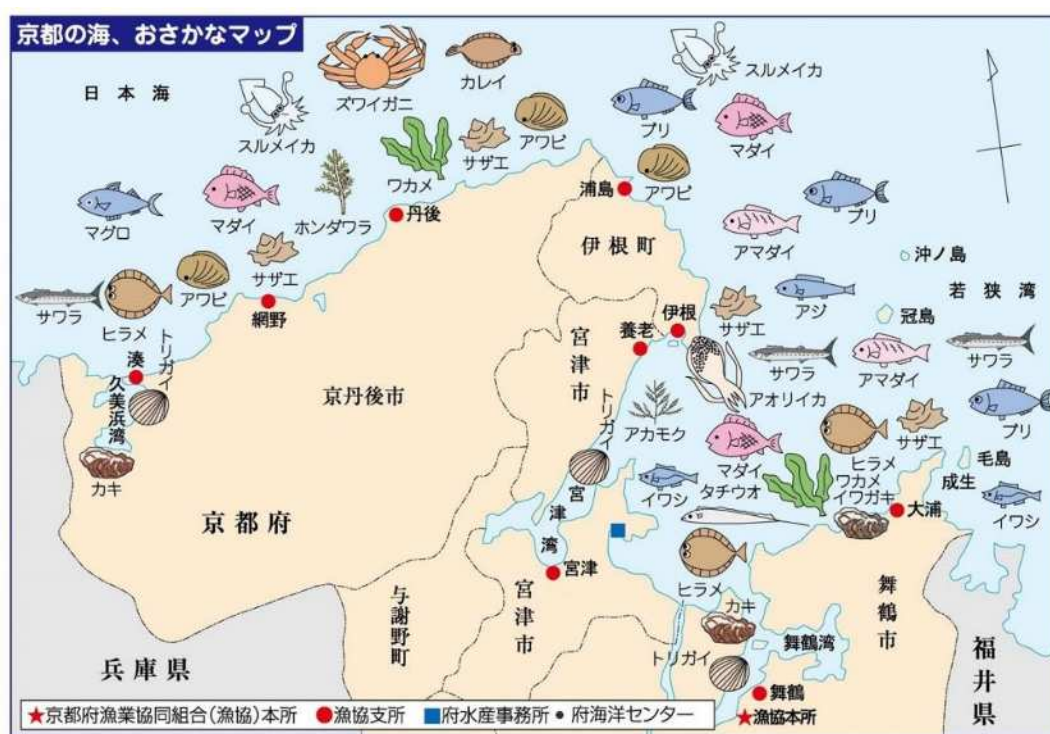


図 1-1-44 丹後沿岸の主な水産物



図 1-1-45 宮津市海洋釣り場

④ 入込客数

年間の観光入込客数を市町別に見ると、宮津市の 301 万人が最多であり、次いで舞鶴市の 228 万人、京丹後市の 185 万人と続いている（図 1-1-46）。観光消費は宮津市が約 143 億円で最も多い（令和 6 年 集計結果）。京都縦貫自動車道の全線開通や、「海の京都博」の開催の効果により、入込客数は年々増加している。

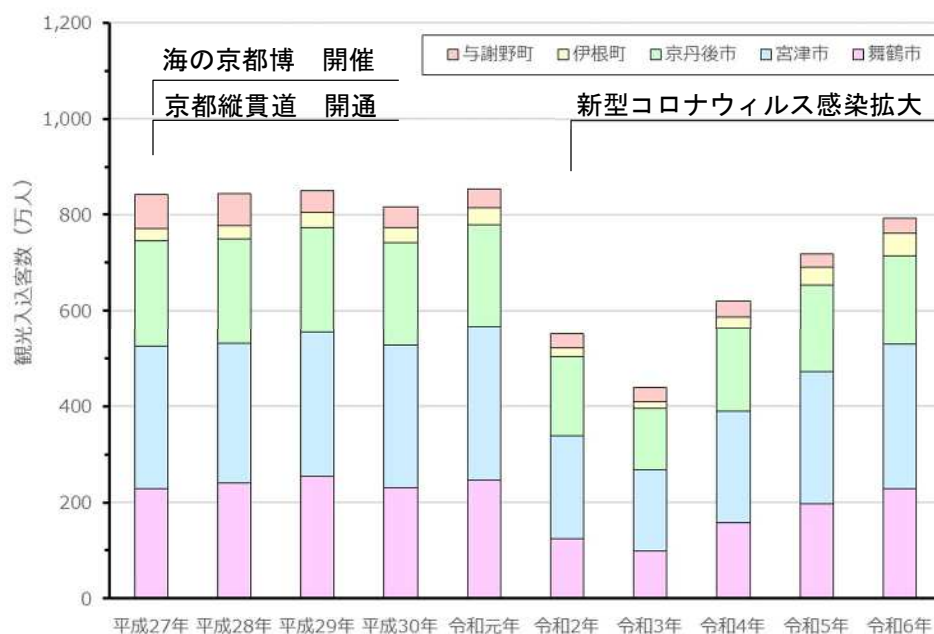


図 1-1-46 観光入込客数

出典：京都府商工労働観光部

「京都府観光入込客等調査報告書」（過去 10 年間分の統計をグラフ化）

⑤ 祭り・イベント

丹後沿岸では、その生活とともに生まれ、伝えられてきた祭りがある、また、ニーズの多様化に対応して新たなイベントも催されている。

伝統的な祭事には、^{おいとしまじんじゃ}老人嶋神社祭礼（雄島まいり）（舞鶴市大嶋）、吉原の^{たちふり}太刀振（舞鶴市東吉原）、吉原の^{まんどろ}万灯籠（舞鶴市吉原）、^{もんじゅうどうふね}文殊堂出船祭（宮津市）、^{あさもがわみなつき}浅茂川水無月祭（京丹後市網野町）、^{かみたにたちみやあき}神谷太刀宮秋祭（京丹後市久美浜町）、^{はつうま}百度打ち（京丹後市丹後町）、^{いつきのみや}初午祭（京丹後市網野町）、^{はつうま}齋宮初午祭（京丹後市丹後町）、伊根祭（伊根町）、岩滝祭（与謝野町）等がある（図 1-1-50）。

イベントには、赤れんがフェスタ in 舞鶴（舞鶴市北吸）、舞鶴赤れんがハーフマラソン（舞鶴市）、間人みなと祭（京丹後市丹後町）、中浜みなと祭（京丹後市丹後町）、夕日ヶ浦納涼花火大会（京丹後市網野町）、京丹後ちりめん祭り（京丹後市網野町）、京丹後市ドラゴンカヌー選手権大会（京丹後市久美浜町）、丹後 100km ウルトマラソン（京丹後市）等がある。

■ 老人嶋神社祭礼（雄島まいり）（舞鶴市）

年に一度（6月1日）野原漁港・竜宮浜漁港から冠島に上陸し、漁民の信仰が厚い老人嶋神社に参拝する行事。舞鶴では昔から冠島は神の島とされ、「雄島さん」と呼ばれている（図1-1-47）。



図1-1-47 老人嶋神社祭礼(雄島まいり)

■ 文殊堂出船祭（宮津市）

松明に火が灯り、燈籠が流れ、海上舞台の上ではドラや太鼓に合わせ金や銀の龍が乱舞する。夜空には大輪の花が咲く。智恩寺文殊堂の伝統行事。



図1-1-48 浅茂川水無月祭

■ 浅茂川水無月祭（京丹後市網野町）

昼の神輿巡行から夜の花火大会まで沢山の人で賑わう、網野町内最大の夏祭り。神輿巡行の見せ場、海上渡御では担ぎ手の勇ましい掛け声が八丁浜に響き渡る（図1-1-48）。

■ 神谷太刀宮秋祭（京丹後市久美浜町）

10月上旬に、5基の太鼓台が町内を練り歩きながら神谷太刀宮へ集結し、太鼓を奉納する祭り。



図1-1-49 伊根祭

■ 百度打ち（京丹後市丹後町）

区民の無病息災を祈願する江戸時代からの行事。間人地区内を、化粧まわしを締めた男衆が駆け巡る。

■ 伊根祭（伊根町）

「海の祇園祭」とも言われ、海上安全、大漁、五穀豊穰を祈願する江戸時代から続く伝統行事。祭りは例祭と大祭に分かれ、大祭は例祭の行事のほかに船屋台4艘が海上渡御を行う。例祭では御稚児舞・太刀振り・神楽・祭礼船での宮入・夜宮があり、多くの人で賑わう（図1-1-49）。

■ 岩滝祭（与謝野町）

岩滝地域にある各神社の例祭で、宮中に入る神楽の中でも最高の格式を誇る「岩滝神楽」をはじめ、太刀振り等が奉納される。

約160年前から伝わる岩滝神楽は、郷土芸能として保存されており丹後の神楽のはじめとも云われ、町の無形文化財にも指定されている。



図1-1-50 イベント・祭 位置図

(7) 地場特産

各市町とも、海産物および水産加工品が、特産品として挙げられる。中でも、冬の味覚として名高い「間人ガニ」、「舞鶴かに」は、日本海特有の名産品である。

丹後沿岸では「ブリ」、「とり貝」、「岩ガキ」等が水揚げされており、年間を通じて、日本海の恵みを味わうことができる。また京丹後市では、砂丘や丘陵地といった地形を生かして、メロンや梨、ぶどう等の果物も多数栽培されている。また、丹後地方で生産される高級絹織物として「丹後ちりめん」が有名である(図 1-1-51)。



図 1-1-51 市町の地場特産(特産品)

出典：京都府 HP、京丹後市 HP、伊根町観光協会 HP

2 海岸保全の基本理念

丹後沿岸における海岸保全の方向性を定めるに当たり、本沿岸への対応およびその保全について、「基本理念」を以下のように設定し、これに基づき海岸保全を行う(図 1-2-1)。

太古から続く、歴史と風土が息づく豊かな海と
海辺のくらしを未来へと伝承するため
海岸保全に取り組む

悠久・雄大な自然と共に生きる ～『海の京都』なぎさ回廊～



図 1-2-1 基本理念 イメージ

次項より「防護」「環境・景観」「親水・利用」の観点から、丹後沿岸の現況と課題を整理し、海岸保全の基本方針を定める。

3 海岸保全の現況と課題

前項までの自然的特性や社会的特性を踏まえて、「防護」「環境・景観」「親水・利用」の観点から現状や課題を整理し、海岸を保全するための基本方針を定める。

3-1 防護面からみた現況と課題

(1) 沿岸の災害

丹後沿岸では、これまで波浪や高潮等により、多くの人命や資産が一度に失われたり、広範囲に施設が倒壊する等の甚大な海岸災害は受けていない。しかし、冬季風浪や高潮等により、一部の地域では施設の破損や背後地にある民家の浸水等が発生している（図 1-3-1）。



図 1-3-1 冬季風浪による海岸保全施設の被災

近年では、令和 3 年 8 月の熱帯低気圧や令和 5 年の台風 7 号等で高潮・高波に起因する道路や家屋の浸水被害が発生した（図 1-3-2）。

(R3 浸水、宮津市)



(R5 浸水、与謝野町)



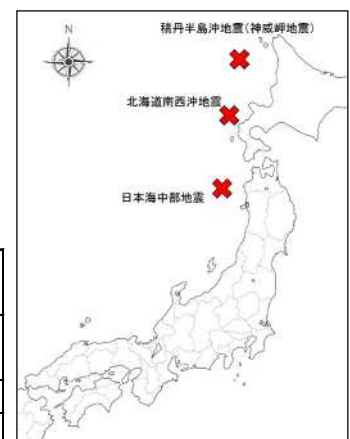
(R3 浸水、舞鶴市)



図 1-3-2 浸水被害状況

丹後沿岸に来襲した津波は、昭和 15 年の「積丹半島沖地震」による津波や昭和 58 年の「日本海中部地震」による津波、平成 5 年の「北海道南西沖地震」による津波の記録が残されている。記録によれば、住家への浸水や漁船の被害等が発生している（図 1-3-3）。平成 5 年以降、京都府内では津波による浸水被害は確認されていない。

発生年	地震名	M	痕跡高 (京都府)
S15年	積丹半島沖地震 (神威岬沖)	7.5	0.6m※
S58年	日本海中部地震	7.7	2.7m
H5年	北海道南西沖地震	7.8	1.4m



※：高さの基準は不明（参考値）

図 1-3-3 丹後沿岸に来襲した主な津波

このように、甚大な被害はないものの、部分的な破損や浸水が生じており、津波による脅威にもさらされている。

(2) 漂砂特性と地形変化状況

丹後沿岸は、波向に応じて沿岸漂砂の卓越方向が変化する海岸や、一定方向に沿岸漂砂が卓越する海岸、岸沖漂砂が卓越する海岸等、様々な漂砂特性がある。

これらの代表的な海岸である久僧海岸、天橋立地区海岸～日置地区海岸、神崎海岸～由良海岸について、それらの漂砂特性と地形変化状況等について示す。

① 久僧海岸

久僧海岸は、丹後半島の先端経ヶ岬の西側約 5km に位置する、全長約 600m のポケットビーチである。

沿岸漂砂は波向に応じて東西方向に移動し、弓形の砂浜形状が形成されている。このような弓形の砂浜では、岬の遮蔽域に当たる両端では砂の移動は小さく、中央部で大きくなる特性を有している。近年、砂浜全体の土砂量が減少しており、中央部で汀線後退と浜崖が生じている。

越波災害等の防災上、海水浴場としての利用上も支障があり、さらに侵食が進むと背後地の人家、道路、田畑等に直接被害を及ぼすおそれがあるため、潜堤（人工リーフ）の改良や養浜による侵食対策を行っている（図 1-3-4）。



図 1-3-4 久僧海岸の浜崖

② 天橋立地区海岸～日置地区海岸

天橋立海岸は、宮津湾西部に位置し、宮津湾と阿蘇海を区分して江尻から南西方向に全長約 3,600m に及ぶ砂嘴地形海岸である。砂嘴には数千本の松が成育し、その松並木と白砂の海の景観は松島、宮島と並び日本三景の 1 つに挙げられ、大正 11 年（1922 年）には名勝地、昭和 27 年（1952 年）には特別名勝地に指定されている。また、日本で最初にサンドバイパスが施工されたことでも広く知られている。

天橋立海岸は、南に向かう一方の卓越した沿岸漂砂の堆積作用により形成されたもので、河川からの流出土砂量の減少や防波堤等の構造物設置に伴い、昭和 20 年（1945 年）代頃から砂浜の侵食が顕著になり、一時はその存在そのものが危ぶまれる状態であった。このため、昭和 26 年（1951 年）頃から調査を開始し、これまでに突堤・養浜・サンドバイパス・サンドリサイクル・潜堤等による侵食対策を実施してきた。当初、大小の突堤群を設置してきたが、海岸への漂砂供給が不足していることから根本的な解決には至らなかった。そこで、昭和 54 年（1979 年）に旧運輸省と京都府が共同で学識者を含めた研究会を設立し、詳細な調査・試験施工を重ね、緊急養浜事業やサンドバイパスの事業化を進めた結果、汀線は平均約 20m 前進し、突堤の上手側ではその先端まで

砂が堆積する等、一定の漂砂の連続性が確保されるようになった。一方、突堤の下手側では砂が堆積せず、突堤群によって形成された汀線形状はノコギリ状となり、景観面や砂浜の利用制限等の新たな課題が生じるようになった。このため、模型実験・試験施工を経て、突堤先端の下手側に潜堤を設置し、漂砂を制御することで汀線を滑らかにする工法を採用し、平成 4 年（1992 年）以降順次対策を行ってきた。また、平成 18 年（2006 年）には潜堤の効果検証や海岸整備方針の検討を行い、効果的・効率的な潜堤形状とその配置計画および施設配置を踏まえたサンドバイパス・サンドリサイクルの運用方針が決定された。

この方針に基づき、改良を含む全 12 基の潜堤が完了するとともに、サンドバイパス・サンドリサイクル事業を継続している（図 1-3-5）。



図 1-3-5 天橋立

③ 神崎海岸～由良海岸

由良川河口に位置する神崎海岸および由良海岸は、沿岸漂砂よりも岸沖漂砂が卓越する海岸である。昭和 30 年頃までは、50～100m の広い砂浜を有していたものの、侵食が進み昭和 40 年代には、由良川河口付近で 5～10m 程度の砂浜幅まで後退した。その後、計 15 基の離岸堤が設置され砂浜が回復したが、近年の冬季風浪により、消波ブロック等の散乱等による離岸堤の沈下が進行しており、再び侵食傾向となっている。このため、神崎海岸では侵食・高潮対策事業として、突堤及び潜堤（人工リーフ）の整備が進められており、また由良海岸では定期的な汀線測量を実施している。

地形変化特性としては、河口付近は由良川からの出水に強く影響されること、岸沖漂砂により岸から 200～300m（水深 3～5m）の所に沿岸砂州が形成されることが特徴である（図 1-3-6）。



図 1-3-6 由良川河口の神崎海岸・由良海岸

(3) 海岸保全施設の現況と老朽化

越波や海岸侵食対策として護岸や離岸堤等、海岸保全施設の整備を進めており、一部では砂浜が回復している海岸もあるが、離岸堤開口部の背後において、局部的に護岸基部まで侵食が進行している海岸もある。

丹後沿岸には護岸、突堤、離岸堤等の海岸保全施設が整備されているが、現状では防護水準を上回る想定外の外力に対しては、十分な保全機能を有しているとは言えない状況である。今まで海岸侵食が顕在化していなかったために、海岸保全施設は、主として越波を抑止する目的で護岸を設置したところが多く、その天端高は外海側で T.P. +1.5m～6.0m 程度であり、道路護岸では、必要に応じて消波工や根固工が併設されている。

全体的な海岸の保全状況は概ね良好であるが、一部の砂浜等では侵食の進行が懸念されており、近年、侵食に対する施設として、離岸堤や突堤、潜堤（人工リーフ）が整備されつつある。しかし、海岸保全施設そのものが沿岸漂砂遮断の原因になることがあり、新たな地形変化が生じてきている箇所も見られる。

また、海岸保全施設は、高度経済成長期に集中して施設を整備されたので、老朽化が進行している（図 1-3-7、図 1-3-8）。丹後沿岸における海岸護岸（港湾・一般海岸）を約 60km 整備しているが、平成 28 年度の調査では、整備から 50 年以上経過する施設が約 23km (39%)、20 年後の平成 48 年には約 46km (76%) となった（図 1-3-9）。



図 1-3-7 護岸の老朽化



図 1-3-8 施設の老朽化

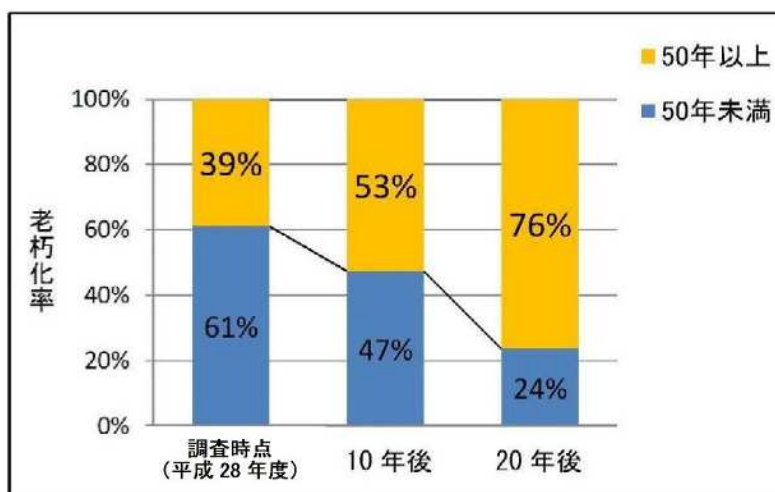


図 1-3-9 海岸保全施設の老朽化の推移

(4) 防護に関する課題

① 高潮・高波、津波に対する課題

丹後沿岸の特徴である入り組んだリアス式海岸や湾形状は、津波や高潮の影響を受けやすい。また、湾の背後地には人口や資産が集中しており、冬季風浪等による高波の越波災害が発生するおそれがある。さらに丹後沿岸では、昭和 15 年の積丹半島沖地震や昭和 58 年の日本海中部地震、平成 5 年の北海道南西沖地震による津波の浸水被害も記録されている。

平成 23 年 3 月には東日本大震災により、東日本全域が未曾有の大災害となったことを受け、津波被害を軽減するための対策の検討が課題である。高潮・高波、津波に対する防災機能の向上が喫緊の課題である。

水門・陸閘等については、現地状況を十分考慮の上、統廃合又は常時閉鎖の検討や操作規則等の策定による現場操作員の安全を確保することが課題である。

さらに、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されている。そのため、将来想定される気候変動への影響を考慮した新たな海岸保全へ転換するとともに、ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適用策を進めることが課題である。

② 侵食に対する課題

砂浜の消失は、構造物の被災や、消波機能が著しく低下することによる越波災害の要因となる。丹後沿岸では、侵食対策工として、護岸工や離岸堤等の整備が進められているが、離岸堤開口部の背後において、局部的に護岸基部にまで及ぶ侵食が進行している事例もある。そのため、砂浜確保による海岸防護機能の確保が課題である。

加えて、気候変動の影響により、海面水位の上昇や高波・高潮の発生頻度および規模の増大が懸念されており、従来の想定を上回る外力の作用により砂浜侵食が一層助長される可能性がある。これにより、既存の侵食対策工の効果低減や、砂浜回復・維持の困難化が想定されることから、将来の気候変動を踏まえた総合的かつ持続的な侵食対策が課題である。

③ 維持管理についての課題

既設の海岸保全施設は、整備から 50 年以上経過するものが多く、老朽化が懸念される。これまでも点検や補修が進められてきたが、事後保全による維持管理が大部分であった。これからの維持管理については、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を図り、適切な時期に巡視又は点検を実施し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を進めていくことが課題である。

3-2 環境・景観面からみた現況と課題

(1) 自然環境の保全状況

① 自然公園等

丹後沿岸の山陰海岸沿岸域は、山陰海岸国立公園および丹後天橋立大江山国定公園に指定され、無秩序な開発行為が規制されてきたことから、貴重な自然環境・景観が良好な状態で残る美しい海岸であり、山陰海岸ジオパークとして、ユネスコ世界ジオパークの認定を受けている。

山陰海岸ジオパークは 3 府県にまたがる広大なエリアを有していることから、個々のジオパーク活動だけでなく、各地域が連携した取組や活動を進める(図 1-3-10)。

また、自然環境の保護活動として歩くと音を奏でる鳴き砂で有名な琴引浜は、石英が乾燥し不純物を含まない状態でしか音が鳴らないため、地元住民による清掃活動等が続けられている。

さらに、オオミズナギドリの繁殖地である冠島を中心として、舞鶴(大浦地区)～伊根(経ヶ岬)までを、世界文化遺産として登録しようという活動も見られる。



図 1-3-10 山陰海岸ジオパーク

出典：山陰海岸ジオパーク HP

② 動植物生息環境

冠島・杵島、舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾が水鳥の集団繁殖、渡来地として鳥獣保護区に指定されている。中でも、冠島・杵島は国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている。希少な植生、動物類、昆虫類が海岸沿いに分布し、また、海域では岩礁性の海岸を中心に藻場も多く分布している。丹後沿岸は、多くの自然が残る地域であり、希少な動植物が生息している場所である。

③ 砂浜の侵食と保全

砂浜海岸は環境に関して、3 つの重要な役割を担っている。

まず、砂浜が存在することにより、海浜生物の生息空間が確保され、多様な生態系の基盤を形成している。また、砂浜は、「白砂青松」と評されるように、日本の海岸景観には欠かせないものである。さらに砂層に生息する微生物が有機物を分解するため、砂浜は水質浄化機能も有している(図 1-3-11)。

このように、砂浜は環境面に対して生態系、景観、水質改善等の多様な機能を有しており、養浜等で砂浜の保全に取り組んでいる。



図 1-3-11 砂浜海岸(上野・平海岸)

(2) 海岸環境に対する人為的な影響

海岸は、多種多様な生物の重要な生息・生育環境の場であり、人々にとって憩いの場としても、利用されている。しかし、近年、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が懸念される。また、ゴミだけでなく、沖合で座礁したタンカーから流出した重油が漂着することもあり、過去に流出した重油により、大規模な災害が発生している（ナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）等）（図1-3-12）。



図 1-3-12 漂着ゴミ

(3) 環境・景観に関する課題

① 生物の生息、生育および繁殖環境の保全

丹後沿岸には、希少な動植物が海岸沿いに広く分布しており、それらの生息、生育および繁殖環境を維持・保全することが今後の課題である（図1-3-13）。



図 1-3-13 オオミズナギドリ

② 優れた海岸景観の保全

丹後沿岸は、多くの優れた海岸景観を有し、貴重な観光資源となっている。近年、砂浜の侵食や景観の悪化等が生じているため、優れた海岸景観を維持・保全することが課題である（図1-3-14）。



図 1-3-14 丹後松島

③ 自然環境に対する人為的影響の緩和

丹後沿岸において、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物等による自然環境の悪化を低減することが課題である（図1-3-15）。



図 1-3-15 海岸のゴミ

④ 砂浜の保全

砂浜には、水質浄化機能があり、海岸侵食による砂浜の消失は海岸環境に大きな影響を与える。海岸環境にとって、砂浜の回復、創出、維持・保全は大きな課題である。

3-3 親水・利用面からみた現況と課題

(1) 海岸の利用の現況

丹後沿岸では、砂浜や海岸域を利用した、海洋性レクリエーション（サーフィン、体験漁業等）が盛んに行われており、子供からお年寄り、障がいを持つ人々等、さまざまな人々が海岸を利用している。

さらに、沿岸の観光・利用を促進する計画があり、交通網の整備や山陰海岸ジオパークに認定されたことも受け、沿岸を訪れる観光客が増加している一方で砂浜への車両の乗り入れ等の問題も発生している。

（図 1-3-16）。



図 1-3-16 砂浜への車の乗り入れ

また、令和 4 年度に行われた「プレジャーボート全国実態調査」によると、京都府の港湾、漁港および河川の各水域におけるプレジャーボートの係留数は、1,476 件が確認されている。その内の 518 件（約 35%）が放置艇であり、①景観阻害、②航行船舶の支障、③洪水・津波・高潮時の流出による背後地の被害等が懸念されるため、「放置艇の解消等、プレジャーボートの適正管理」が課題となっている（表 1-3-1）。このため、国、府、市町の関係行政機関や漁業協同組合等の民間団体が参加した「京都府プレジャーボート等係留対策協議会」（平成 22 年設置）では、公共用水域の適正利用、災害・安全対策、地域の環境保全に資することを目的に「京都府プレジャーボート適正管理等地域推進計画（平成 28 年 2 月）」を策定し、係留・保管施設の確保、放置艇に対する規制強化・周知啓発等に取り組んでいる。

表 1-3-1 プレジャーボートの係留、保管、収容余力の状況

都道府県	マリーナ 等施設の 収容能力	PB総隻数						放置艇率 F/B (%)	マリーナ 等施設の 収容余力
			許可艇			放置艇			
				マリーナ等	マリーナ等 以外		沈廃船		
京都	751	1,476	958	482	476	518	30	35.10%	269

出典：国土交通省・水産庁 「令和 4 年度プレジャーボート全国実態調査 結果概要」

(2) 海岸利用に関連する計画

丹後沿岸では、海岸利用に関連した「海の京都観光圏整備計画」や「京都府総合計画」等の地域振興計画や「京丹后市美しいふるさとづくり条例」を制定し、市や事業者および市民等の参画を得ることにより美化活動に取り組んでいる。その他にも天橋立世界遺産登録推進会議や琴引浜の鳴き砂の保全の取組み等により海岸利用促進に力を入れている（図 1-3-17）。



図 1-3-17 海岸の清掃活動の様子

(3) 親水・利用に関する課題

① 様々な沿岸利用への配慮

丹後沿岸は、地域に密着した生活の場であり、また観光・海水浴・プレジャーボートを利用したレクリエーションや港湾、漁業生産活動等、様々な沿岸利用がなされている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら沿岸部において秩序ある沿岸利用が図られるよう十分配慮した上で進めることが課題である。

② 海辺へのアクセスの確保

砂浜海岸や岩礁地帯等が人々の生活の場、憩いの場として重要であるため、海辺へ近づき、海とふれあうためのアクセスの確保やバリアフリー化が課題である（図 1-3-18）。



図 1-3-18 浜辺へのアクセス強化

③ 砂浜の利用

砂浜への車両の乗り入れ等は、砂浜環境に与える影響が大きいため、砂浜の利用について規制や啓発等により、海岸利用と砂浜環境のバランスを図ることが課題である（図 1-3-19）。



図 1-3-19 海岸利用の状況

4 海岸保全の基本方針

海岸保全の基本理念に基づき、丹後沿岸の海岸を保全するための基本方針を、「防護」、「環境・景観」、「親水・利用」の各項目について定める。

《防護》

- 誰もが安全に暮らせる海岸
- 効率的に維持管理できる海岸



- 海岸保全施設の整備
- 砂浜の保全による海岸防護機能の確保
- 効率的かつ効果的な施設の維持管理

《環境・景観》

- さまざまな生物が生息する豊かな海岸
- すぐれた自然景観を有する海岸



- 良好な動植物生息環境の保全
- 自然浄化機能の保全
- 景観に配慮した海岸保全施設の整備
- 流域一環の環境配慮と土砂管理
- 海岸ゴミ対策の実施

《親水・利用》

- 誰もが身近に親しめる海岸
- 安全かつ快適に活動、活用できる海岸



- 生活空間としての海辺の保全
- 海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化
- 砂浜の保全による海岸利用の向上
- 関連計画との整合

5 海岸保全の具体的施策

5-1 防護の目標を達成するための施策

防護

■様々な災害から海岸を守るため行うこと

海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から守るため、防護すべき地域および防護水準を定めた上で、実施又は検討する内容をまとめる。

また、老朽化が見込まれる施設の適切かつ効果的な維持管理・更新を推進する。

(1) 海岸の防護の目標

誰もが安全に暮らせる海岸のために、防護すべき地域と防護水準を定める。

海岸防護の目標設定に当たっては、気候変動の影響を踏まえ、2℃上昇シナリオ※を採用し、2100年時点を想定年次として設定する。

※ 2℃上昇シナリオ：地球全体の平均気温が、産業革命前から2100年頃（21世紀末）までに約2℃高くなる将来を想定した予測シナリオ

(2) 防護すべき地域等

① 防護すべき地域

本計画では、高潮・高波や津波、海岸侵食等により、海岸背後地の人命や財産等に浸水被害が及ぶと予想される地域を「防護すべき地域」とする。

○ 侵食から防護すべき地域

今後、侵食による汀線後退が進むと予想される地域又は、現時点で砂浜の保全・回復が必要とされる地域。

○ 高潮・高波から防護すべき地域

「(3) 防護水準」で定める潮位や波浪の影響により、浸水等の被害が発生すると予想される地域。

○ 津波から防護すべき地域

「(3) 防護水準」で定める設計津波水位が発生した際に、浸水等の被害が発生すると予想される地域。

② 防護の考え方

海岸防護を進めるに当たっては、海岸背後地の住民の生命や財産を災害から守ることを最優先とし、引き続き高潮・高波対策及び津波対策や耐震化等の必要な整備を図る。地域の自然的・社会的条件および海岸環境や海岸利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。

また、海岸保全施設等の整備によるハード対策だけでなく、ソフト対策として沿岸住民等の参加による避難訓練等も実施する。そのため、京都府では津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域の指定をおこなっており、今後、各市町においてハード・ソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策を進める。

さらに、維持管理については、適切な時期に巡視又は点検し、予防保全の考え方にに基づき計画的に進める。

なお、海岸保全施設の整備については、維持管理における老朽化対策等と一体的に実施することで、トータルコストの縮減や事業の効率化を図る。

○ 侵食対策

現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、必要に応じて汀線の回復を検討するが、気候変動の影響による海面水位の上昇等により現状の汀線維持が困難となる場合には、海岸の利用や景観面等への影響を考慮したうえで、適宜、目標の見直しを行う。

気候変動の影響に伴う侵食については、砂浜の地形変化に影響する外力の気候変動影響を定量的に評価することが現時点で難しい一方、海岸侵食は海面上昇の影響等を受けることがほぼ確実である。このため、養浜等の人為的な土砂供給やモニタリングを行いつつ、河川からの土砂供給量の把握を含む総合的な土砂管理の方法を検討し、気候変動の影響予測と組み合わせで順応的に対応していくものとする。

○ 高潮・高波対策

丹後沿岸では、地域ごとに設定した外力に対して、背後地の安全を確保することを基本とし、気候変動に伴う高潮・高波の増大等の影響も踏まえながら、海岸保全施設の相互の機能を活かした面的防護の考え方を含めた施設整備を検討する。

○ 津波対策

これからの津波対策は、2つのレベルの津波を想定することとし、護岸整備高さの目安となる「比較的発生頻度が高い津波（L1 津波）」と、住民避難を柱とした総合的な津波防災対策を構築する「最大クラスの津波（L2 津波）」に対応する。

(3) 防護水準

気候変動に関する現時点の最新の知見を基に、2℃上昇シナリオを前提に、2100時点を想定年次として、丹後沿岸で統一的な考え方のもと、防護水準（潮位・波浪・津波）を設定する。なお、気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図るものとする。

侵食からの防護については、現状の汀線維持を基本的な目標とするが、長期に渡って侵食が進行している場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を計画する場合には、必要に応じて汀線回復（前進）を図ることとする。

なお、気候変動の影響による海面水位の上昇等により現状の汀線維持が困難となる場合には、海岸の利用や景観面等への影響を考慮したうえで、適宜、目標の見直しを行う。

高潮・高波等による越波・浸水被害の防護については、気候変動の影響を考慮して設定した外力に対し、背後地の安全を確保するため施設整備を検討する。この外力の設定に当たっては、台風及び爆弾低気圧を対象としたアンサンブル予測※の結果を活用し、平均海面水位の上昇量に加え、潮位偏差及び波浪の長期変化等の影響分を考慮して設定する（図 1-5-1～図 1-5-2、表 1-5-1）。

なお、沖波に起因する波浪（外洋波）の影響が小さい海岸においては、湾内の風による波浪（湾内発生波）についても考慮し、防護水準を設定する。

※ アンサンブル予測：台風等の発生頻度や台風経路予測の不確実性等を踏まえ、気候変動の影響を考慮した多数かつ長期間の予測計算。これを用いることで、極端現象の将来変化を効率的に評価することが可能である。

計画天端高【高潮・高波】＝朔望平均満潮位＋海面上昇量＋高潮偏差
＋うちあげ高または越波流量から決まる高さ＋余裕高（30cm）

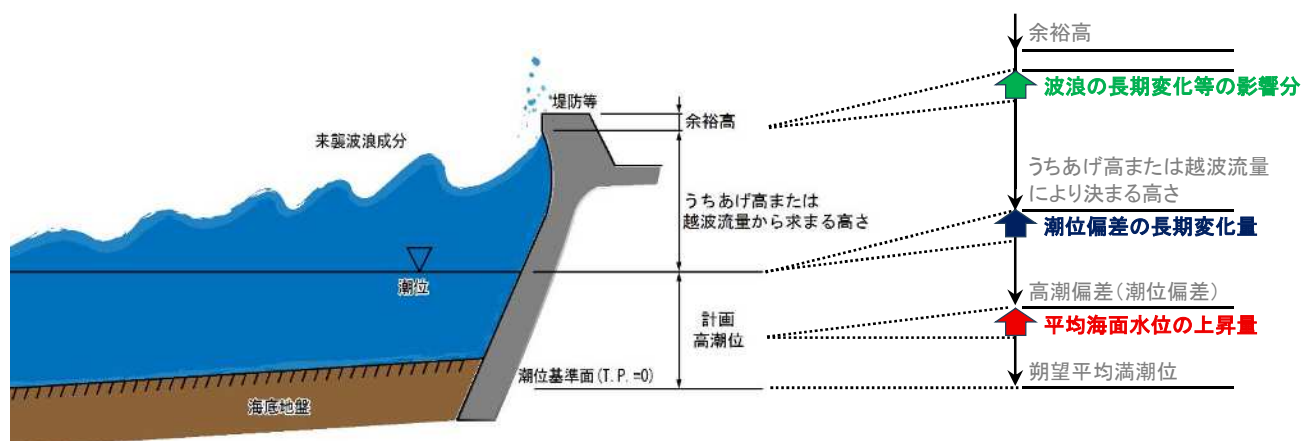


図 1-5-1 高潮・高波による計画天端高の設定方法の模式図

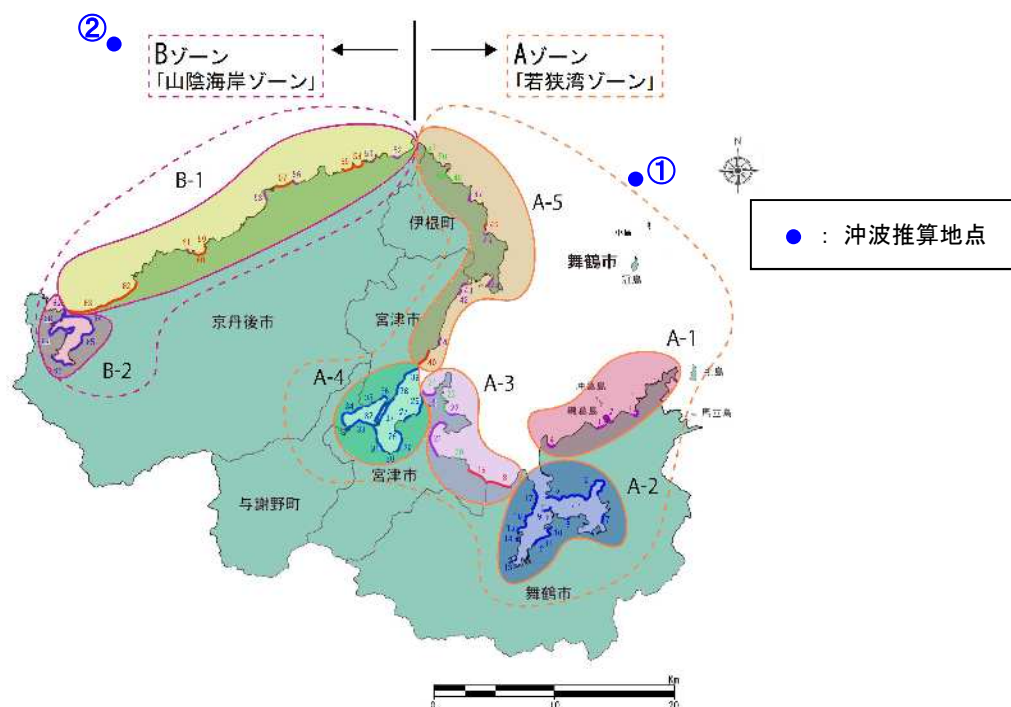


図 1-5-2 高潮・高波に対する計画外力位置図

表 1-5-1 高潮・高波に対する計画外力一覧表

区間		計画高潮位 H. H. W. L. (100年確率) (T. P. +m)	波浪 (30年確率)			風速 (30年確率)
			沖波推算 地点	波高 H_0 (m)	周期 T_0 (s)	風速 U_{10} ※ (m/s)
【Aゾーン】 若狭湾 ゾーン	A-1 大浦 ゾーン	1.42	①	7.97	11.46	—
	A-2 舞鶴湾 ゾーン	1.50				26.4
	A-3 由良・栗田 ゾーン	1.46				24.2
	A-4 宮津湾 ゾーン	1.47				
	A-5 宮津・伊根 ゾーン	1.42				
【Bゾーン】 山陰沿岸 ゾーン	B-1 京丹後 ゾーン	1.43	②	10.02	13.35	—
	B-2 久美浜湾 ゾーン	1.43				23.6

※2100年時点で2℃上昇した場合を想定。

※ U_{10} ：海面上10mの高さにおける風速である。

※各湾において外洋波の影響が小さい海岸では、風速に基づく湾内発生波を計画外力として設定する。

また、風速が「-」の海岸であっても、必要に応じて湾内発生波を検討する。

津波に対する計画天端高は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月）に基づき、数十年から百数十年に 1 回程度発生する比較的発生頻度が高い津波（L1 津波）を対象にすることとする。天端高は^{さくぼうへいきんまんちょう}朔望平均満潮位に平均海面水位の上昇量及び津波高（せり上がり考慮）と余裕高（30cm）を加えた値とする（図 1-5-3）。

計画天端高【津波】＝朔望平均満潮位＋平均海面水位の上昇量
＋津波高（せり上がり考慮）＋余裕高（30cm）

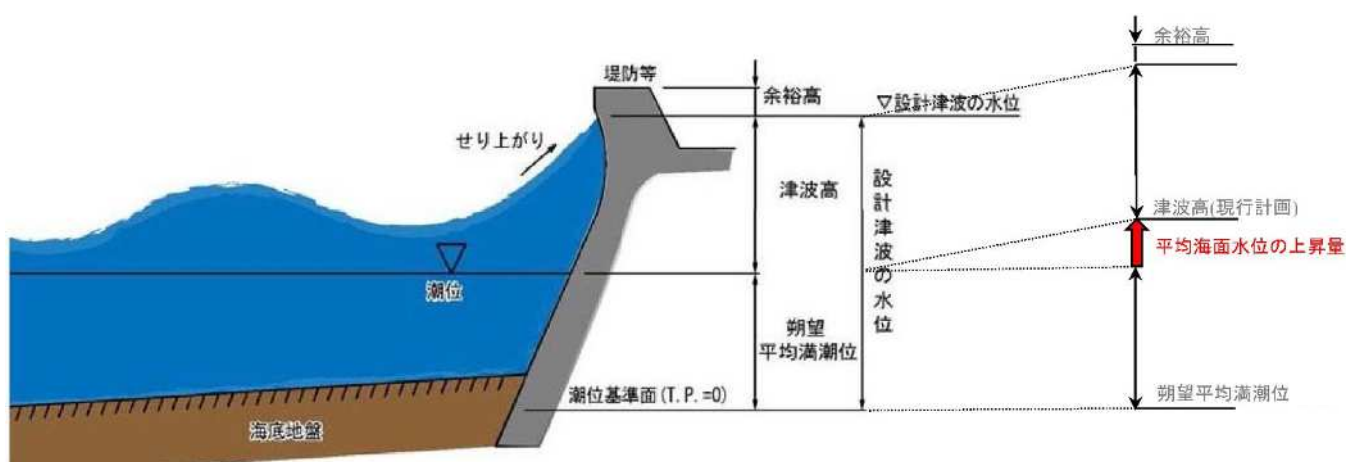


図 1-5-3 設計津波の水位による計画天端高の設定方法の模式図

津波からの防護を検討する海岸については、比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）を設計津波水位とする。設計津波水位は丹後沿岸を 11 の地域海岸に区分して設定している（図 1-5-4、表 1-5-2）。



図 1-5-4 地域海岸区分 位置図

表 1-5-2 設計津波水位の一覧

設計津波 地域海岸	地域海岸内の 最大水位 (T.P.+m)		【気候変動考慮前】 設計津波水位 (T.P.+m)	気候変動の影響※1 期望平均満潮位: +0.03m 海面上昇量: +0.32m	設計津波水位 (T.P.+m)※2
	日本海中部 地震津波	北海道南西沖 地震津波			
地域海岸①	1.93	1.79	1.47～1.93	0.35	1.82～2.28
地域海岸②	5.07	3.59	2.65～5.07		3.00～5.42
地域海岸③	1.95	1.09	1.11～1.95		1.46～2.30
地域海岸④	1.33	1.19	1.20～1.55※3		1.55～1.90
地域海岸⑤	2.23	1.53	2.09～2.23		2.44～2.58
地域海岸⑥	2.30	1.68	1.31～2.30		1.66～2.65
地域海岸⑦	1.35	1.08	1.13～1.35		1.48～1.70
地域海岸⑧	1.48	1.15	0.73～1.48		1.08～1.83
地域海岸⑨	1.86	1.92	1.36～1.92		1.71～2.27
地域海岸⑩	3.54	2.38	1.67～3.54		2.02～3.89
地域海岸⑪	4.82	2.58	1.29～4.82		1.64～5.17

※1：2100 年時点で 2℃上昇した場合を想定。

※2：設計津波水位の数値は、細分化区間単位で集計した水位を最低値～最高値で示している。

※3：地域海岸④舞鶴港大丹生地区内は、設計津波水位の区間が地域海岸区分を跨いでいるため、当地区の設計津波水位の最大値は地域海岸③側の T. P. +1. 55m を採用した。

事業の実施に当っては、海岸および背後地の地形・利用状況・既存施設の種類・配置等、地域特性を踏まえた上で、必要な検討を行うものとする。

(4) 防護の目標を達成するための具体的施策

海岸防護の目標を達成するために検討・実施する基本的な施策を示す。

① 海岸保全施設の整備

海岸保全施設の整備については、防護すべき地域の重要度や緊急性並びに地元要望等の地域ニーズを考慮の上、必要な整備を行うこととし、事業の実施に当たっては、海岸景観や施設周辺の利用状況に配慮し、堤防の嵩上げに限定するのではなく、必要に応じて面的防護やソ



図 1-5-5 整備された海岸保全施設

フト対策との組み合わせを検討する（図 1-5-5）。

なお、気候変動の予測には不確実性が伴うため、防護水準の見直しを想定し、段階的な整備を含む多層的な柔軟な対策を講じることが重要である。

さらに、既往の施工実績等を基に、地域に適した防護形態や粘り強い構造等について検討を進めるとともに、所要の防護水準の確保だけでなく、地域特性を踏まえた対策も必要に応じて検討する。

また、水門・陸閘等について、現地状況を十分考慮の上、統廃合又は常時閉鎖等の検討を進める。

これらの整備については、海岸保全施設の維持管理における老朽化対策等と一体的に行うことで、トータルコストの縮減や事業の効率化を図る。

② 砂浜の保全による海岸防護機能の確保

砂浜は、波浪外力を軽減し、波の侵入を防ぐための極めて有効な防災機能を持っているので、この自然の防護機能を維持していくため、砂浜の維持・保全、回復を図るため適切な手法を用いる。

気候変動の影響に伴う海面上昇や高波の増大により、砂浜の侵食リスクが高まっており、砂浜の保全対策が必要な海岸においては、養浜等による応急的手法を行いつつ、必要に応じて、潜堤（人工リーフ）等の構造物による恒久的手法を検討する。

養浜やサンドバイパス、サンドリサイクル等を実施する海岸においては、必要な養浜量、養浜時期・間隔を設定することが重要である。モニタリングによる砂浜状況の把握を行い、把握結果をもとに養浜の計画を評価する。砂浜幅等の実測値をもとにした養浜の再評価を行うことで継続的な改善を行い、最適計画の実施に努める（図 1-5-6）。

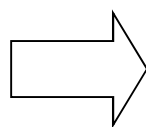


図 1-5-6 養浜の事例

③ 効率的かつ効果的な施設の維持管理

海岸保全施設の急速な老朽化に伴い、維持管理はますます重要なものとなる。施設を良好な状態に保つために長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持・修繕等を確実に実施することで、効率的かつ効果的な施設の維持管理を推進する（図 1-5-7）。



図 1-5-7 老朽化した海岸保全施設

環境・景観

■海岸の豊かな環境を守り育てるため行うこと

様々な生物が生息する海岸、優れた自然景観を有する海岸を未来に引き継いでいくため、実施又は検討する内容をまとめる。

(1) 良好な動植物生息環境の保全

海と陸とが接する海岸は、様々な動植物の宝庫であり、希少な生態系が存在する。このため、生物多様性基本法に定められた、海岸林、砂浜植生、藻場等、自然海岸の相互関連性を重視しつつ、海岸の多様な生態系を保全するよう努める。海岸侵食により消失・後退した砂浜は、必要に応じてその回復を目指した整備を推進する。また、海岸の必要以上の改変は原則として避ける。海岸保全施設や海岸利便施設の設置等により、やむを得ず海岸環境に影響を与える場合には、海岸およびその周辺の生物が継続して生育や繁殖できるとともに、より豊かな環境となるよう、水質・底質・海藻の生育環境・海水流動等に十分配慮し、海岸およびその周辺の生物生息環境に極力影響を与えない方法を採用するよう努める（図 1-5-8）。また、気候変動の影響により、今後動植物の生息環境が変化することが想定されるため、最新の関連研究や調査結果等により、適宜生息環境を把握することが重要である。



図 1-5-8 海浜の植物

(2) 自然浄化機能の保全

海岸は、曝気機能^{ばっき}や生物浄化等、岩礁や砂浜による自然浄化機能を持っており、これらの保全は重要である。この機能を維持するためにも、海岸、特に汀線付近の形状改変は、できる限り行わないよう努める。現地の状況により、やむを得ず構造物設置を行う場合等は、海岸および周辺とのバランスを考慮し、極力良好な水質を確保し、海岸環境を維持できるよう、自然浄化機能の保全に留意した計画を進めるように努める。阿蘇海では環境改善を目指し、平成 19 年 5 月に「阿蘇海環境づくり協働会議」の設置を行った。「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例（宮津市）」の制定や「阿蘇海流域ビジョン」により、地域住民・関係団体および行政が連携を強化する等、総合的な取組を進めており、今後も引き続き総合的な取組を継続して環境改善に努める（図 1-5-9）。

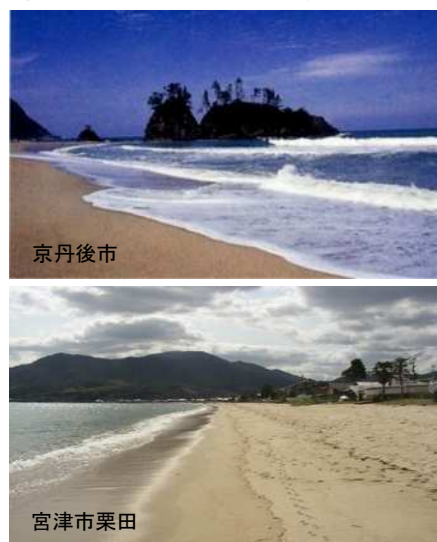


図 1-5-9 浄化機能のある砂浜

(3) 景観に配慮した海岸保全施設の整備

海岸防護のため、海岸保全施設等を整備するに当たっては「海岸景観形成ガイドライン」に基づき、各海岸の特性・特徴を踏まえた上で、極力、景観に影響を与えないよう配慮し、必要に応じて関係機関と十分調整を図ることとする。現地の状況により、これによりがたい場合でも、設置する施設が景観を損ねることのないよう、施設の設置目的を十分検証した上で、面的防護やハード・ソフト一体の対策、色彩や材質等周辺の景観とのバランスを考慮した計画とする（図 1-5-10）。 図 1-5-10 景観を妨げない施設【潜堤】



(4) 流域一環の環境配慮と土砂管理

海岸は、陸域環境と海域環境の接合域で、陸域環境は、海域環境に大きな影響を及ぼす。森林と漁業との関係が近年注目されており、森林の栄養分を含んだ水が河川を通じて海に流れ、漁場に良い影響を与えるとされることから、植林が行われている事例がある。また、森林への降雨は、溪流・河川を通じて海岸に土砂を供給することから、これに配慮した治山・砂防・河川施設の整備も海岸保全上、重要である。

このように、良好な海岸を保つため、海岸管理者も森林・河川等の状況を常に注視し、流域一環の環境配慮、総合的な土砂管理が行えるように、関係機関との連携強化を図る等の対応に努める（図 1-5-11）。



図 1-5-11 内山のブナ林

(5) 海岸ゴミ対策の実施

丹後沿岸の海岸でも、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物等が近年多くなっており、海岸の環境を損ねている。このような状況を受け、令和 3 年に改定された「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」をもとに、日常の海岸清掃に加え、海岸漂着物等の発生を抑制し、海岸におけるゴミの不法投棄防止を推進している。

海岸ゴミを減らすためには、海岸管理者のみでなく、広域的な取り組みが必要である。管理者の対応としては、ゴミ発生抑止の啓発活動を積極的に行い、発生した海岸ゴミの清掃処理については、関係自治体や地域組織、団体等との密な連絡、調整に努める。また、台風等による大規模漂着ゴミについては、国の補助制度を活用する等、迅速な除去に努める（図 1-5-12）。



図 1-5-12 海岸ゴミの状況

親水・利用

■誰もが利用しやすい海岸を創るため行うこと

身近に親しめ、安全かつ快適に活動、活用できる海岸づくりを目標に、地域の人々や訪れる人々の様々な利用を促進するため実施、検討する内容をまとめる。

(1) 生活空間としての海辺の保全

丹後沿岸は、そのほとんどの地域で山が海まで迫り、平地が少ないという地形的特徴を有している。地域生活は、以前から海、海岸と密接な繋がりを有してきた。

したがって、各海岸は、食料採取の場として、近隣との交流の場として、地域の祭り等の場として、子供たちの遊び場や天然の教室として等、多種多様な役割を担ってきた「海辺」であり、これを踏まえた保全に努める。

既存海岸保全施設の設置により、主として砂浜へのアクセスが悪化している海岸があるので、その改善に努め、今後、施設設置により、海岸の形状を改変するような場合には、地域の生活の場としての海岸の役割を十分認識し、地元の意見を反映し、その地域の生活利用に十分配慮するよう努める（図 1-5-13）。



図 1-5-13 のり採取の様子

(2) 海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化

海岸を利用する人々のアクセス施設を必要な箇所において確保する。子供からお年寄り、障がいを持つ人々の利用や、マリンスポーツ等、様々なタイプの海岸利用について、安全性・快適性を確保し、各海岸の特性を活かした将来的な可能性や地元の情報、意向を十分考慮し、利用度の向上を図る（図 1-5-14）。



図 1-5-14 スロープの整備

(3) 砂浜の保全による海岸利用の向上

砂浜は、人々が容易に足を踏み入れることができるので、地域住民、来訪者を問わず、海岸に親しむ場として優れたものである。侵食から砂浜を守ることにより、高い利用度が維持できるので、砂浜の保全に積極的に取り組むこととし、観光的側面だけでなく、地域住民の利用も十分に考慮する（図 1-5-15）。



図 1-5-15 砂の堆積により広い砂浜を形成

(4) 関連計画との整合

「京都府総合計画」において、観光は丹後沿岸の主産業のひとつとして位置付けられており、各市町の総合計画においても、誘客は重要な地域振興の柱となっている。

とりわけ「海岸」は、その全てが重要な観光資源といえる。したがって、海岸保全施設の新設・改良等の計画によって、海岸を改変しようとする時は、その海岸の持つ観光資源としての価値を損なわないよう、また、より価値あるものとするよう留意するものとする。また、海岸の状況により、背後地の道路や公園と連携した海岸保全施設の整備や海岸保全施設自体を観光資源として位置付け、整備を進める等、関連計画との整合を図る（図 1-5-16）。



図 1-5-16 海水浴

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1 整備ゾーンと保全の方向性

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多くの箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界等によって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする(図2-1-1)。

■ ゾーン区分の検討項目

自然条件：海岸および背後の地形、流入河川等

社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港等利用形態等

生活文化圏：通勤、通学、買物等いわゆる生活圏等

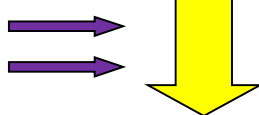


丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷等によりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区、経済圏、生活圏等を形成していく。

海を利用する産業等、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通等を利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

・ 行政区界
・ 沿岸の区分 等



ゾーニング

図2-1-1 ゾーニング区分の検討

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく 2 つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図 2-1-2 のようにゾーニングする。

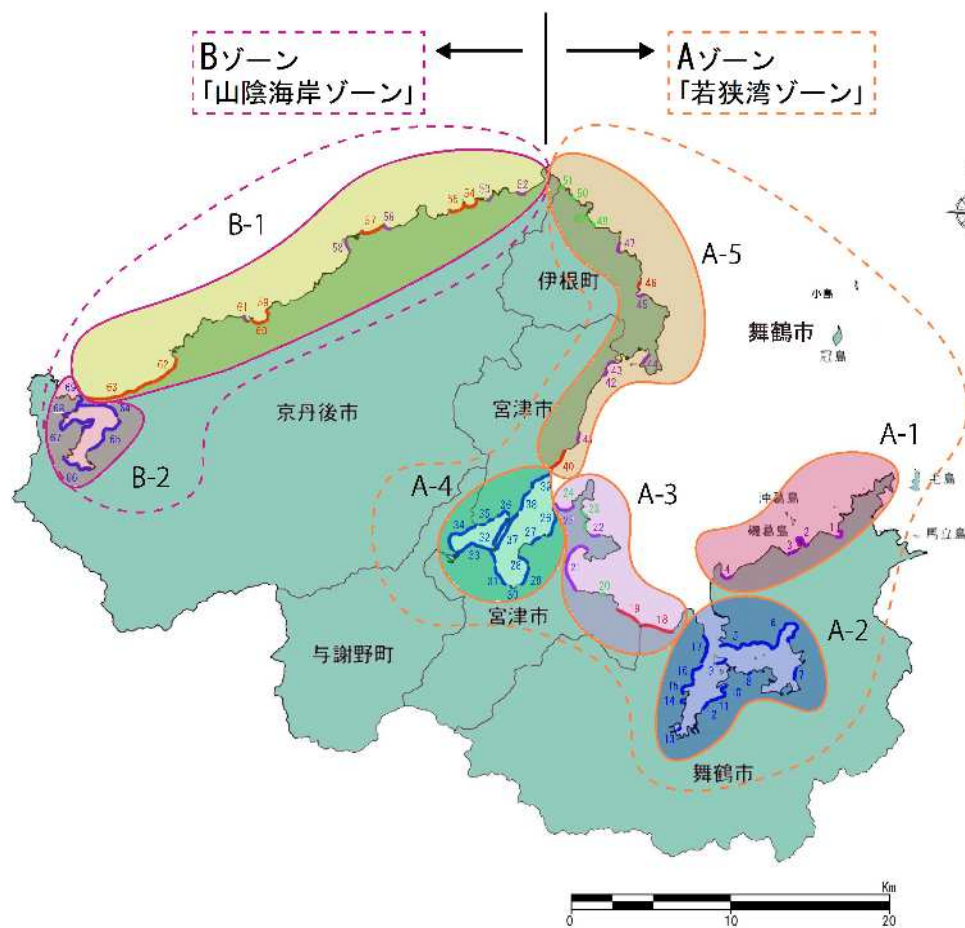


図 2-1-2 ゾーニング

(3) 各ゾーンの整備方針

設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。

A ゾーン(若狭湾ゾーン)

A-1:大浦ゾーン

半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。

〈 防護 〉

・背後地の漁村や集落等を守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した津波や高潮・高波、侵食に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策も組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

・若狭湾国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。
・漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。

A-2:舞鶴湾ゾーン

湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第 1 位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物等、古くから発達している港町ゾーンである。

〈 防護 〉

・古くから整備が進められてきたゾーンであり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

・背後地の舞鶴赤れんがパーク等や優れた環境の適切な維持・保全に努める。
・交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。
・港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。

A-3: 由良・栗田ゾーン

由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿^{あんじゅ}と厨子王^{ずしおう}伝説の舞台となったゾーンである。

〈 防護 〉

- ・侵食が進んでいる海岸については、潜堤（人工リーフ）等による砂浜の保全を図る。
- ・砂浜地形等の自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。
- ・漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。

A-4: 宮津湾ゾーン

日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。

〈 防護 〉

- ・天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。
- ・観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。

A-5: 宮津・伊根ゾーン

日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。

〈 防護 〉

- ・背後に漁村が密集する地域があり、人命や資産を守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を推進する。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋等の貴重な建造物の保全に努める。
- ・漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。

Bゾーン(山陰海岸ゾーン)

B-1:京丹後ゾーン

丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島等、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。

〈 防護 〉

- ・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）等、海岸保全施設により対策を行う。
- ・砂浜地形等の自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。
- ・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイラン等の希少な海浜植物等の保全に努める。

B-2:久美浜湾ゾーン

白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。

〈 防護 〉

- ・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋りの向上を図る。

2 海岸保全施設の新設又は改良

2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図（1）～（8）に示す。

< 施設の種類 >

- 前章で設定した防護水準を確保するよう、護岸等の配置計画を示す。なお、実施にあたっては、気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の意見等を踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防護等による複合的な対策、ソフト対策も組み合わせる等、多層的で柔軟な対策の検討を行う。
- 整備する海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）等とする（図 2-2-1）。

< 施設の規模 >

- 表中の計画天端高は、各海岸の代表断面において、2100 年時点で 2℃上昇した場合を想定し、高潮・高波に対して必要となる高さや津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加えて設定した。実施にあたっては、現地の地形条件や地元の意見等を踏まえ、各施設において対策案を検討し、整備内容を決定する。

< 施設の配置 >

- 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施にあたっては詳細な検討を行う。



図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類

2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食等から防護される受益地域および背後の土地利用状況等を基本計画図（1）～（8）に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。

3 海岸保全施設の維持又は修繕

3-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。

3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。

3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形等の把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化等構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮等の発生後等、必要に応じて緊急点検を実施する。

海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。

- 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等
施設前面の洗掘、沈下等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潜堤（人工リーフ）
洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 砂浜
浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクル等の適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂等を活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表 2-3-1 に示す。

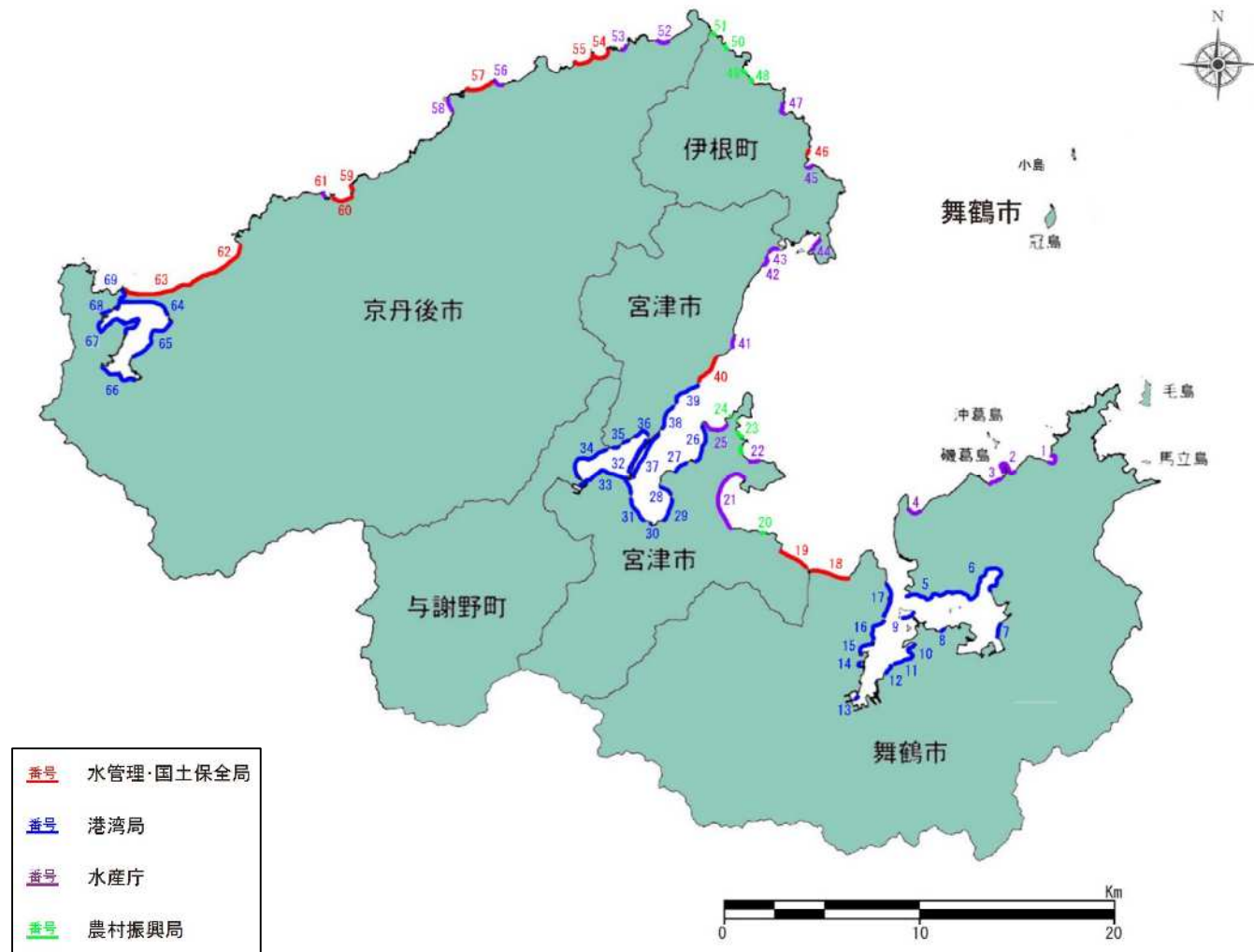


图 2-3-1 海岸保全区域 位置图

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管	市町 村名	管理	海岸保 全区域 延長 (m)	施設※ ¹	計画※ ¹		配置※ ¹							受益地域の状況		維持または修繕の方法	備考		
								新設	改良	規模（現況）			規模（新設・改良）								規模（維持修繕）	
										延長	天端高		延長※ ²	天端高※ ³ (代表断面)			延長※ ²	天端高※ ³ (代表断面)				
											(m)	(T.P.+m)		(T.P.+m)	(m)	(T.P.+m)					(T.P.+m)	(T.P.+m)
																			地域	状況		
A-1	1	野原漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	937	護岸	●	160	4.00	4.00	160	4.24	3.18	4.24	160	4.24	舞鶴市野原の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
							突堤		128	1.00～1.50					128	1.00～1.50						
	2	竜宮浜漁港海岸 (小橋地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,518	護岸	●	257	1.60～2.60	1.60	257	3.54	2.87	3.54	257	3.54	舞鶴市小橋の一部	住宅地、森林、道路、 墓地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には防波堤を考慮	
	3	竜宮浜漁港海岸 (三浜地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,175	護岸	●	244	1.50～4.10	4.10	210	3.71	3.60	3.71	454	4.10	舞鶴市三浜の一部	住宅地、道路、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
							離岸堤	●	447	2.00～2.20		447	2.00～4.10			447	2.00～4.10					
	4	瀬崎漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	789	護岸	●	783	3.30～4.10	3.30	783	3.41	3.41	3.30	783	3.41	舞鶴市瀬崎の一部	住宅地、道路、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮	
							離岸堤		202	2.50					202	2.50						
	A-2	5	舞鶴港 佐波賀地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	4,670	護岸	●	4,670	1.47～1.67	1.67	4,670	2.57	2.57	1.98	4,670	2.57	舞鶴市佐波賀の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
6		舞鶴港 平地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,740	護岸	●	2,229	1.52～1.67	1.67	2,229	2.62	2.62	1.98	2,229	2.62	舞鶴市平の一部	工業用地、住宅地、 道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
7		舞鶴港 大波地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,339	護岸	●	1,257	1.67～2.87	1.97	1,257	2.64	2.64	1.98	1,257	2.64	舞鶴市大波下の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
8		舞鶴港 長浜地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	332	護岸	●	332	1.67	1.67	332	2.67	2.67	1.98	332	2.67	舞鶴市長浜の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
9		舞鶴港 戸島地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	960	護岸	●	840	1.97	1.97	840	2.52	2.52	—	840	2.52	舞鶴市戸島の一部	公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
10		舞鶴港 加津良地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	216	護岸	●	187	0.67～1.67	1.67	187	1.98	1.84	1.98	187	1.98	舞鶴市加津良の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
11		舞鶴港 和田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,719	護岸	●	1,719	1.17～1.87	1.87	1,719	2.66	2.66	1.98	1,719	2.66	舞鶴市和田の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
12		舞鶴港 二尾地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	529	護岸	●	460	1.87	1.87	460	2.11	2.11	1.98	460	2.11	舞鶴市二尾の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
13		舞鶴港 喜多地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	383	護岸	●	383	1.77	1.77	383	2.17	2.17	1.98	383	2.17	舞鶴市喜多の一部	港湾施設、道路、 住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
14		舞鶴港 大君地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	761	護岸	●	615	1.17～3.87	1.47	615	1.98	1.80	1.98	615	1.98	舞鶴市大君の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には防波堤を考慮	
15		舞鶴港 吉田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,760	護岸	●	1,182	1.17～1.87	1.67	1,182	2.61	2.61	1.98	1,182	2.61	舞鶴市吉田の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
16		舞鶴港 青井地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,000	護岸	●	1,806	0.97～3.77	1.67	1,806	2.36	2.36	1.98	1,806	2.36	舞鶴市青井の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
17		舞鶴港 白杉地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,340	護岸	●	2,006	1.87	1.87	2,006	2.68	2.68	1.98	2,006	2.68	舞鶴市白杉の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
A-3		18	神崎海岸	(河)	舞鶴市	京都府	1,672	離岸堤		1,080	1.00-2.00					1,080	1.00-2.00	舞鶴市神崎の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮	
								護岸	●	1,672	3.79～4.00	4.00	1,672	4.17	4.17	2.74	1,672					4.17
								人工リーフ	●	●	248	-2.00		338	-2.00		338					-2.00
								突堤	●				120	2.00		120	2.00					
	19	由良海岸	(河)	宮津市	京都府	1,372	離岸堤	●	1,372	4.00～4.12	4.00	—	3.12	3.12	2.88	1,372	4.00	宮津市由良の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮	
							人工リーフ	●	200	-2.00		600	-2.00		800	-2.00						
	20	奈良海岸	(農)	宮津市	宮津市	114	堤防	●	114	4.08	4.08	114	5.03	5.03	1.96	114	5.03	宮津市由良の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施		
	21	栗田漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	4,289	護岸	●	2,879	1.50～2.50	2.00	2,879	3.80	3.80	2.21	2,879	3.80	宮津市臨の一部 宮津市中村の一部 宮津市小寺の一部 宮津市上司の一部 宮津市中津の一部 宮津市小田留野の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
							離岸堤	●	836	1.80		104			940	1.80						
							消波工		470	1.70				470								
	22	島陰漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	828	護岸	●	98	4.00～4.10	4.10	98	5.34	5.34	2.30	98	5.34	宮津市島陰の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
							離岸堤	●				40			75	4.70						
	23	島陰海岸	(農)	宮津市	宮津市	459	堤防		459	4.31	4.31	—	2.88	2.88	2.30	459	4.31	宮津市島陰の一部	住宅地、農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施		
	24	田井海岸	(農)	宮津市	宮津市	35	堤防	●	30	2.39～2.49	2.39	30	2.93	2.93	1.78	30	2.93	宮津市田井の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施		
	25	田井(栗田)漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	1,500	護岸	●	408		2.30	1,500	3.64	3.64	2.00	1,500	3.64	宮津市田井の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
							離岸堤	●				210			210							

(河)：水管理・国土保全局、(港)：港務局、(水)：水産庁、(農)：農林振興局

※1 海岸景観や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適な工法を選定して海岸保全施設を整備することとし、適宜「施設」の種類や「計画」、「配置」を見直す。

※2 「規模（新設・改良）」及び「規模（維持修繕）」の延長は、事業実施時の現地踏査や測量、設計等に基づき、適切な値に適宜見直す。

※3 「天端高（代表断面）」は代表断面で算定したものであるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体（または事業対象区間）において、より詳細な検討を実施した上で、適切な値に適宜見直す。

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管	市町村 村名	管理	海岸保 全区域 延長 (m)	施設※ ¹	計画※ ¹		配置※ ¹										受益地域の状況		維持または修繕の方法	備考
								新設	改良	規模（現況）			規模（新設・改良）				規模（維持修繕）						
										延長	天端高		延長※ ²	天端高※ ³ （代表断面）			延長※ ²	天端高※ ³ （代表断面）					
											(m)	(T. P. +m)		(T. P. +m)	(m)	(T. P. +m)		高潮・高波 (T. P. +m)	津波 (T. P. +m)	(m)	(T. P. +m)		
A-4	26	宮津港 田井矢原地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,900	護岸	●	1,714	1.96～2.36	1.96	1,714	2.94	2.94	1.84	1,714	2.94	宮津市田井の一部 宮津市矢原の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	天端高（代表断面）は、上段が阿蘇海側、下段が外洋側を示す。		
	27	宮津港 獅子地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,150	護岸	●	1,150	1.96～2.36	2.36	1,150	2.68	2.68	1.84	1,150	2.68	宮津市獅子の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	28	宮津港 獅子崎地区海岸	(港)	宮津市	京都府	720	護岸	●	596	1.66～2.22	1.66	596	2.03	2.03	1.84	596	2.03	宮津市獅子崎の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	29	宮津港 波路地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,740	護岸	●	1,533	1.66～1.96	1.96	1,533	2.65	2.65	1.84	1,533	2.65	宮津市波路町の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	30	宮津港 島崎漁師地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,440	護岸	●	710	1.06～2.21	1.96	710	2.97	2.97	1.84	710	2.97	宮津市島崎の一部	商業用地、住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	31	宮津港 杉ノ末地区海岸	(港)	宮津市	京都府	820	護岸	●	804	1.12～1.96	1.12	804	2.65	2.65	1.84	804	2.65	宮津市杉末の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	32	宮津港 文珠地区海岸	(港)	宮津市	京都府	4,900	護岸 突堤	●	3,885 9基	0.72～2.26	1.66	3,885	2.01	2.01	1.38	3,885 9基	2.01	宮津市文珠の一部	商業用地、住宅地、道路、公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	33	宮津港 須津地区海岸	(港)	宮津市	京都府	2,560	護岸	●	2,560	1.56～1.82	1.82	2,560	2.42	2.42	1.38	2,560	2.42	宮津市須津の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	34	宮津港 岩滝地区海岸	(港)	与謝野町	京都府	3,717	護岸	●	3,650	1.02～1.56	1.56	3,650	2.00	2.00	1.38	3,650	2.00	与謝野町岩滝の一部 与謝野町男山の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	35	宮津港 溝尻地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,260	護岸	●	1,144	1.42～1.56	1.56	1,144	2.09	2.09	1.38	1,144	2.09	宮津市溝尻の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
A-5	36	宮津港 大垣地区海岸	(港)	宮津市	京都府	620	護岸	●	589	1.56	1.56	589	2.30	2.30	1.38	589	2.30	宮津市大垣の一部 宮津市江尻の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	37	宮津港 天橋立地区海岸	(港)	宮津市	京都府	5,010	砂浜 突堤 護岸	●	3,600 56基	0.72～0.86		3,600				3,600 56基	0.66～0.80	宮津市文珠の一部 宮津市江尻の一部	公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	38	宮津港 江尻地区海岸	(港)	宮津市	京都府	2,860	護岸 突堤	●	2,448 35基	1.56～2.66	1.81 2.66	2,448	2.30 3.31	2.30 3.31	1.38 2.13	2,448 35基	2.30 3.31	宮津市江尻の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	39	宮津港 日置地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,560	護岸 突堤	●	1,244 4基	2.62～3.36	3.36	1,244	3.73	3.73	2.24	1,244 4基	3.73	宮津市日置の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	40	日置海岸	(河)	宮津市	京都府	1,708	護岸	●	1,157	2.31	2.31	1,157	3.88	3.88	2.24	1,157	3.88	宮津市日置の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	41	養老漁港海岸 (里波見地区)	(水)	宮津市	宮津市	570	護岸 突堤	●	206 34	3.90 1.00～1.05	3.90	206	5.21	5.21	2.08	206 34	5.21 1.00～1.05	宮津市里波見の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	42	養老漁港海岸 (岩ヶ鼻地区)	(水)	宮津市	宮津市	830	護岸 突堤 離岸堤 消波工	●	452 19 385 16	1.50～3.00 0.90～1.50 1.90 1.66	1.50	452	2.79	2.79	2.08	452 19 525 16	2.79 0.90～1.50 1.90 1.66	宮津市岩ヶ鼻の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮		
	43	養老漁港海岸 (大島地区)	(水)	宮津市	宮津市	1,000	護岸 離岸堤 消波工	●	834 931 120	1.40～3.00 1.50 1.40	1.40	834	2.70	2.70	2.01	834 931 120	2.70 1.50 1.40	宮津市大島の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮		
	44	伊根漁港海岸	(水)	伊根町	伊根町	2,878	護岸	●●	1,645	1.00～1.10	1.10	2,244	2.27	2.03	2.27	2,244	2.27	伊根町日出一部 伊根町平田の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	45	泊瀬港海岸	(水)	伊根町	伊根町	970	護岸 離岸堤	●	496 50	3.15～5.00 2.00	5.00	496	5.72	5.72	4.19	496 50	5.72 2.00	伊根町泊瀬の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
46	津母海岸	(河)	伊根町	京都府	304	護岸 突堤		180 80	4.84～5.00 —	5.00	—	4.58	4.58	2.91	180 80	5.00	伊根町津母の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する				
47	浦島漁港海岸	(水)	伊根町	伊根町	830	護岸 突堤 離岸堤	●●	352 149 112	3.50～4.00 1.30～2.65 2.00	4.00	352	5.24	5.24	3.45	352 149 112	5.24 1.30～2.65 2.00	伊根町本庄浜の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮			
48	ヤベタ海岸	(農)	伊根町	伊根町	175	堤防	●	145	4.50	4.50	145	4.58	4.58	3.07	145	4.58	伊根町の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施				
49	久僧崎海岸	(農)	伊根町	伊根町	128	堤防	●	136	4.30	4.30	136	4.71	4.71	2.82	136	4.71	伊根町蒲入の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施				
50	カマヤ白石海岸	(農)	伊根町	伊根町	205	堤防	●	214	6.10	6.10	214	7.52	7.52	2.82	214	7.52	伊根町蒲入の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施				
51	カマヤ海岸	(農)	伊根町	伊根町	158	堤防	●	159	6.60	6.60	159	6.63	6.63	3.20	159	6.63	伊根町蒲入の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施				

(河)：水管理・国土保全局、(港)：港湾局、(水)：水産庁、(農)：農林振興局

※1 海岸景観や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適な工法を選定して海岸保全施設を整備することとし、適宜「施設」の種類や「計画」、「配置」を見直す。

※2 「規模（新設・改良）」及び「規模（維持修繕）」の延長は、事業実施時の現地踏査や測量に基づき、適切な値に適宜見直す。

※3 「天端高（代表断面）」は代表断面で算定したものであるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体（または事業対象区間）において、より詳細な検討を実施した上で、適切な値に適宜見直す。

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

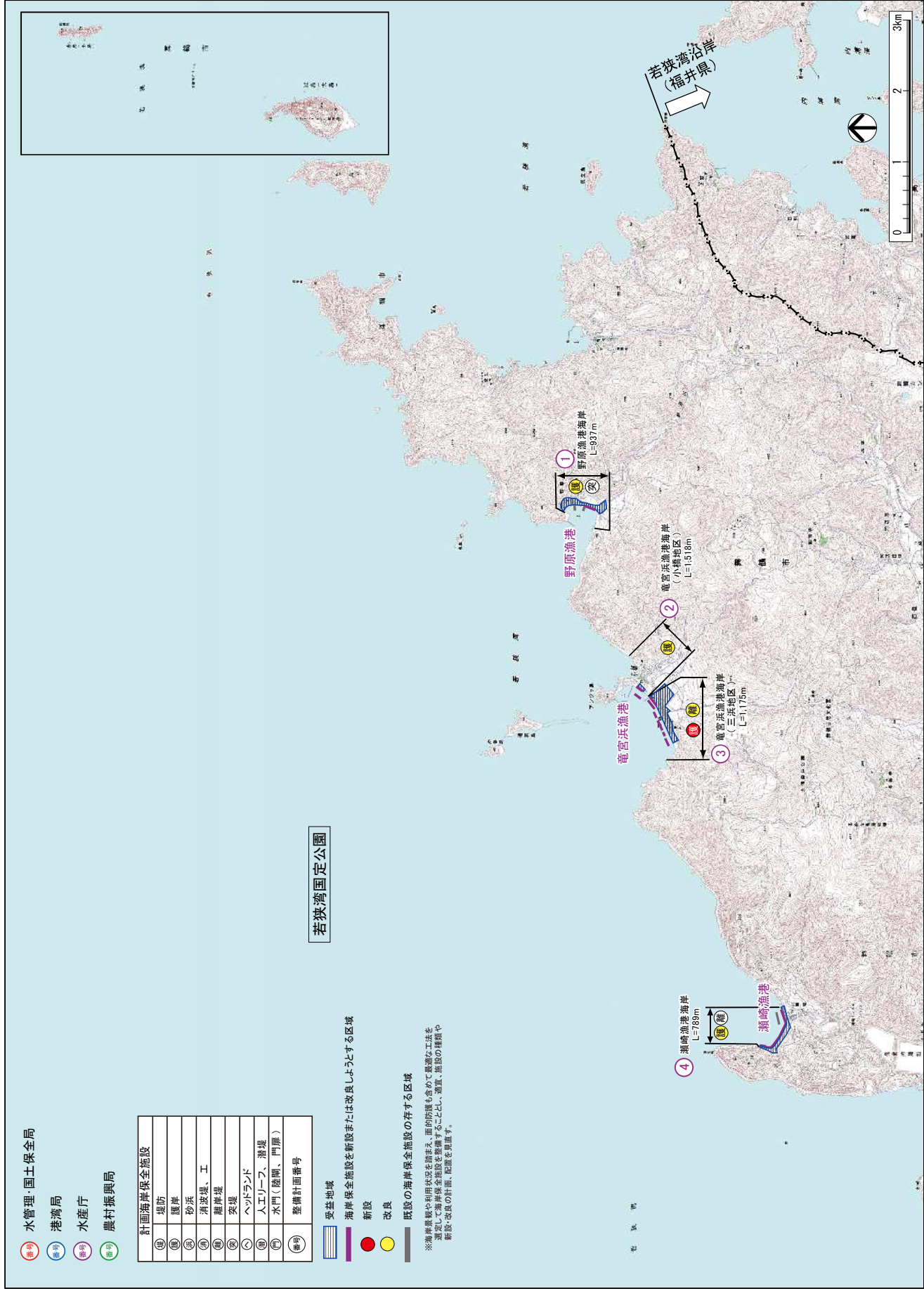
ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管	市町 村名	管理	海岸保 全区域 延長 (m)	施設※1	計画※1		配置※1							受益地域の状況		維持または修繕の方法	備考	
								新設	改良	規模（現況）			規模（新設・改良）			規模（維持修繕）					
										延長 (m)	天端高 (T. P. +m)	代表断面 (T. P. +m)	延長※2 (m)	天端高※3 (T. P. +m)	高潮・高波 (T. P. +m)	津波 (T. P. +m)	延長※2 (m)	天端高※3 (代表断面) (T. P. +m)			
B-1 山陰海岸ゾーン	52	袖志漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	1,105	護岸	●	106	3.20～4.00	3.20	106	5.65	5.65	4.05	106	5.65	京丹後市丹後町袖志の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
							突堤		99	0.30～1.50				99	0.30～1.50						
							離岸堤		105	1.50				105	1.50						
	53	中浜漁港海岸	(水)	京丹後市	京都府	1,400	護岸	●	642	4.00～4.50	4.44	642	4.76	4.76	2.84	642	4.76	京丹後市丹後町中浜の一部	住宅地、道路、墓地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮
							離岸堤		289	1.70				289	1.70						
	54	久僧海岸	(河)	京丹後市	京都府	705	護岸	●			4.50	505	6.80	6.80	3.61	505	6.80	京丹後市丹後町久僧の一部	住宅地、農地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮
							人工リーフ	●	●	200	-0.50		394	-0.50		394	-0.50				
	55	上野・平海岸	(河)	京丹後市	京都府	870	護岸	●	256	4.15～4.50	4.50	256	4.88	4.88	3.61	256	4.88	京丹後市丹後町上野の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	56	竹野漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	417	護岸	●	197	4.50	4.50	197	5.81	5.81	5.47	197	5.81	京丹後市丹後町竹野の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
							突堤	●	78	1.12～5.50		78			78	1.12～5.50					
	57	後ヶ浜海岸	(河)	京丹後市	京都府	1,140	護岸	●	744	4.30～6.50	6.50	744	7.54	7.54	2.94	744	7.54	京丹後市丹後町間人の一部	住宅地、農地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮
							突堤		65					65							
							離岸堤		90	2.00				90	2.00						
							人工リーフ	●	●	30	-2.20～-1.50		530	-2.20～-1.50		660	-2.20～-1.50				
58	小間漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	907	護岸	●	74	2.50	2.50	74	4.30	4.30	2.96	74	4.30	京丹後市丹後町間人の一部	公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮	
						人工リーフ		47	-1.50				47	-1.50							
59	小浜海岸	(河)	京丹後市	京都府	432	護岸	●	328	3.10	3.10	328	3.17	3.17	2.86	328	3.17	京丹後市網野町小浜の一部	住宅地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
60	浅茂川海岸	(河)	京丹後市	京都府	1,222	護岸	●	1,270	4.30～4.50	4.50	1,270	4.89	4.89	3.19	1,270	4.89	京丹後市網野町浅茂川の一部	住宅地、道路、公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
						突堤		230					230								
						突堤		75					75								
						人工リーフ	●	300	-2.00		300	-2.00		300	-2.00						
61	浅茂川漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	90	護岸	●	90	2.60	2.60	90	3.25	3.25	3.19	90	3.25	京丹後市網野町浅茂川の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には防波堤を考慮	
62	浜詰海岸	(河)	京丹後市	京都府	2,293	護岸		1,070	4.24～4.50	4.50	—	3.03	3.03	2.52	1,070	4.50	京丹後市網野町浜詰の一部	住宅地、農地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮	
						離岸堤	●	280			270			550							
63	久美浜海岸 (箱石葛野湊宮海岸)	(河)	京丹後市	京都府	4,698	護岸	●			3.50	4,698	3.78	3.78	3.28	4,698	3.78	京丹後市久美浜町葛野の一部 京丹後市久美浜町湊宮の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮	
						人工リーフ	●	●	1,540	-2.00		3,200	-2.00		3,400	-2.00					
B-2	64	久美浜港 湊宮葛野地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,590	護岸	●	2,708	0.71～2.37	1.87	2,708	2.68	2.68	1.94	2,708	2.68	京丹後市久美浜町湊宮の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	65	久美浜港 浦明神崎地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,690	護岸	●	3,633	1.17～1.87	1.87	3,633	2.18	2.18	1.94	3,633	2.18	京丹後市久美浜町浦明の一部 京丹後市久美浜町神崎の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
							砂浜		160					160							
							突堤		2基					2基							
	66	久美浜港 久美浜地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,100	護岸	●	2,657	1.07～1.87	1.87	2,657	2.39	2.39	1.94	2,657	2.39	京丹後市久美浜町の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	67	久美浜港 大明神河内地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	4,570	護岸	●	2,488	1.17～1.87	1.87	2,488	2.37	2.37	1.94	2,488	2.37	京丹後市久美浜町湊宮の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	68	久美浜港 円崎地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	1,040	護岸	●	563	1.07～1.87	1.27	563	2.05	2.05	1.94	563	2.05	京丹後市久美浜町湊宮の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
69	久美浜港 大向地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,235	護岸	●	1,967	1.27～2.67	1.87	1,967	2.12	2.12	1.99	1,967	2.12	京丹後市久美浜町大向の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		

(河)：水管理・国土保全局、(港)：港湾局、(水)：水産庁、(農)：農林振興局

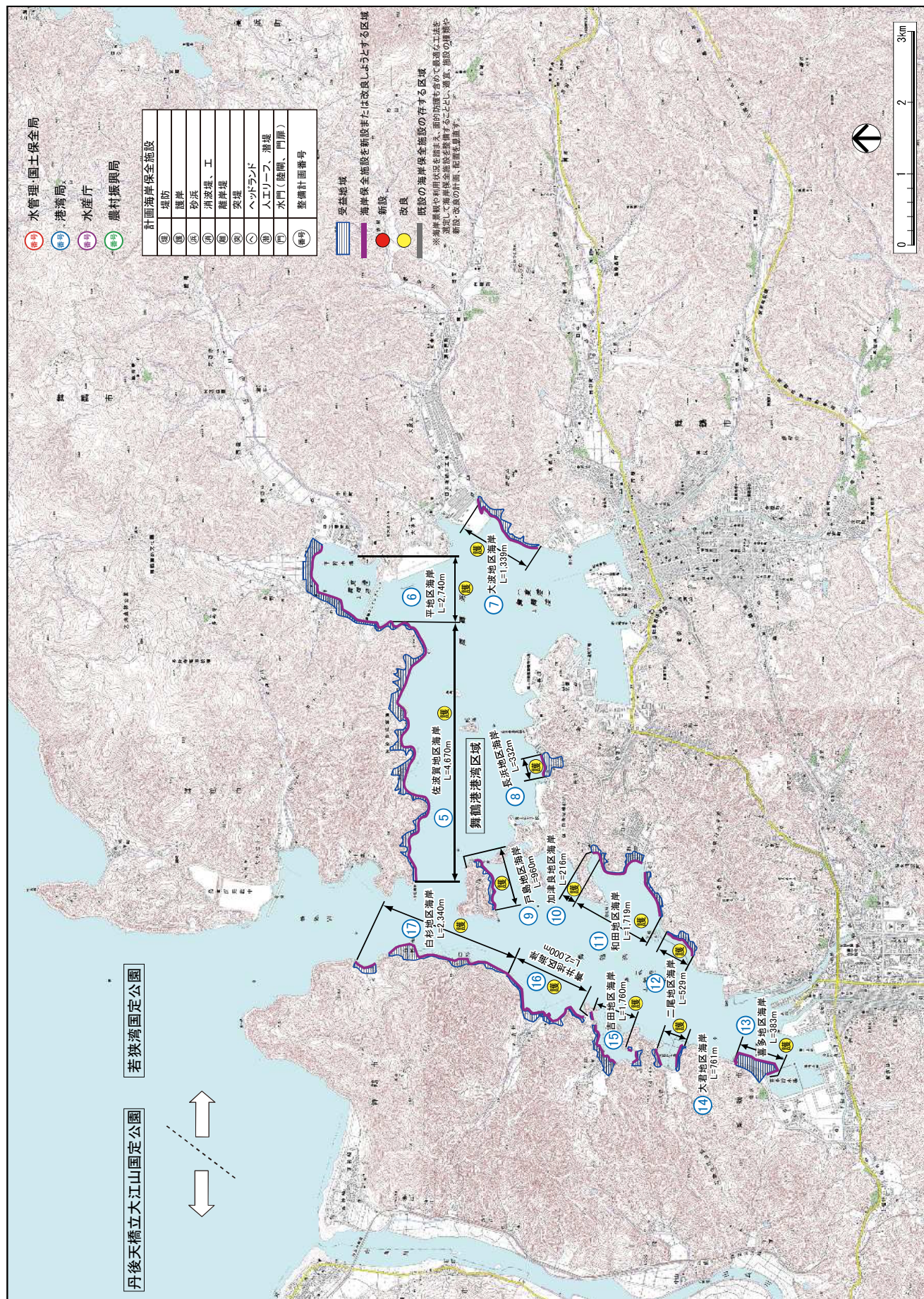
※1 海岸景観や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適な工法を選定して海岸保全施設を整備することとし、適宜「施設」の種類や「計画」、「配置」を見直す。

※2 「規模（新設・改良）」及び「規模（維持修繕）」の延長は、事業実施時の現地踏査や測量、設計等に基づき、適切な値に適宜見直す。

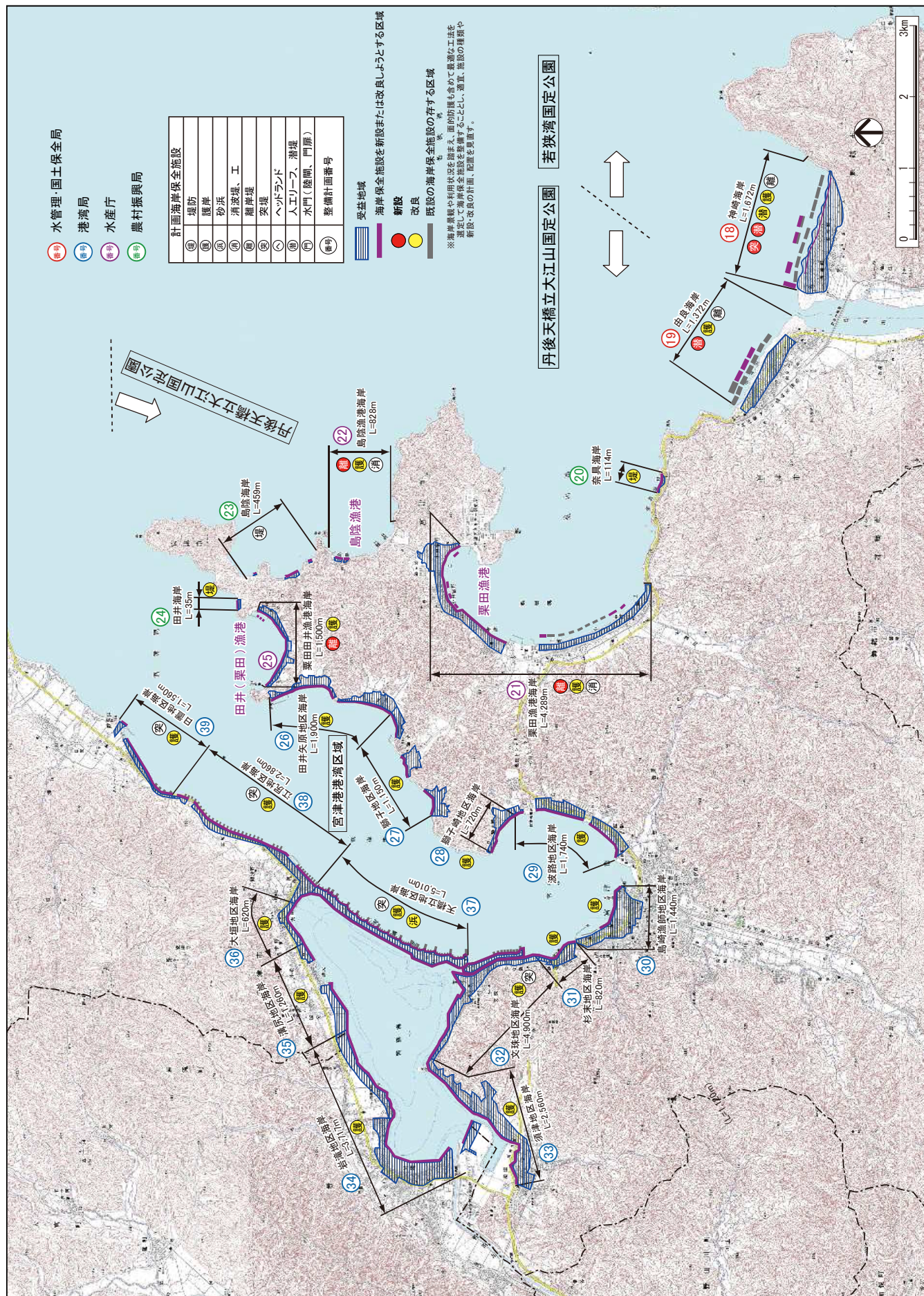
※3 「天端高（代表断面）」は代表断面で算定したものであるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体（または事業対象区間）において、より詳細な検討を実施した上で、適切な値に適宜見直す。



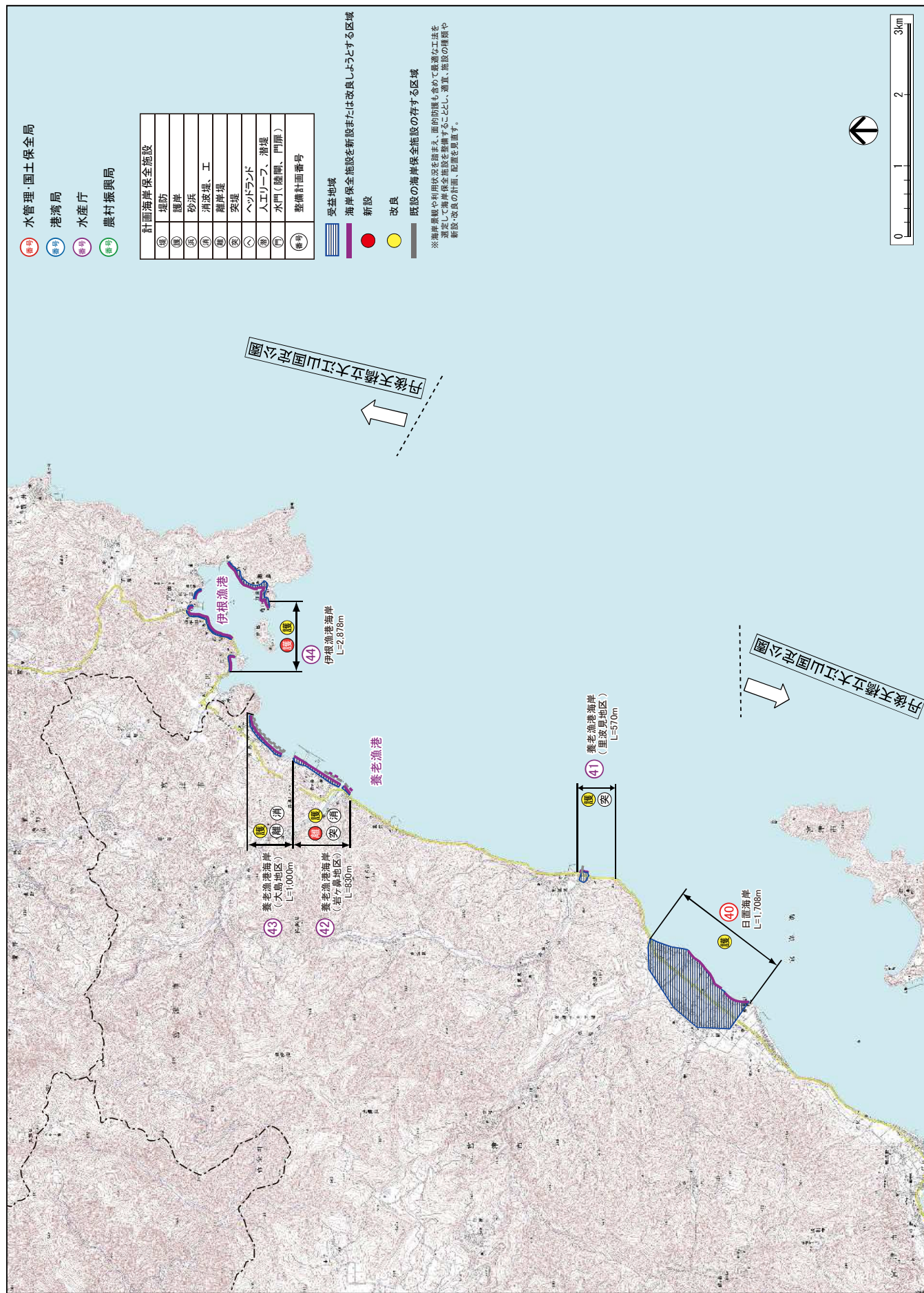
基本計画図 (1)



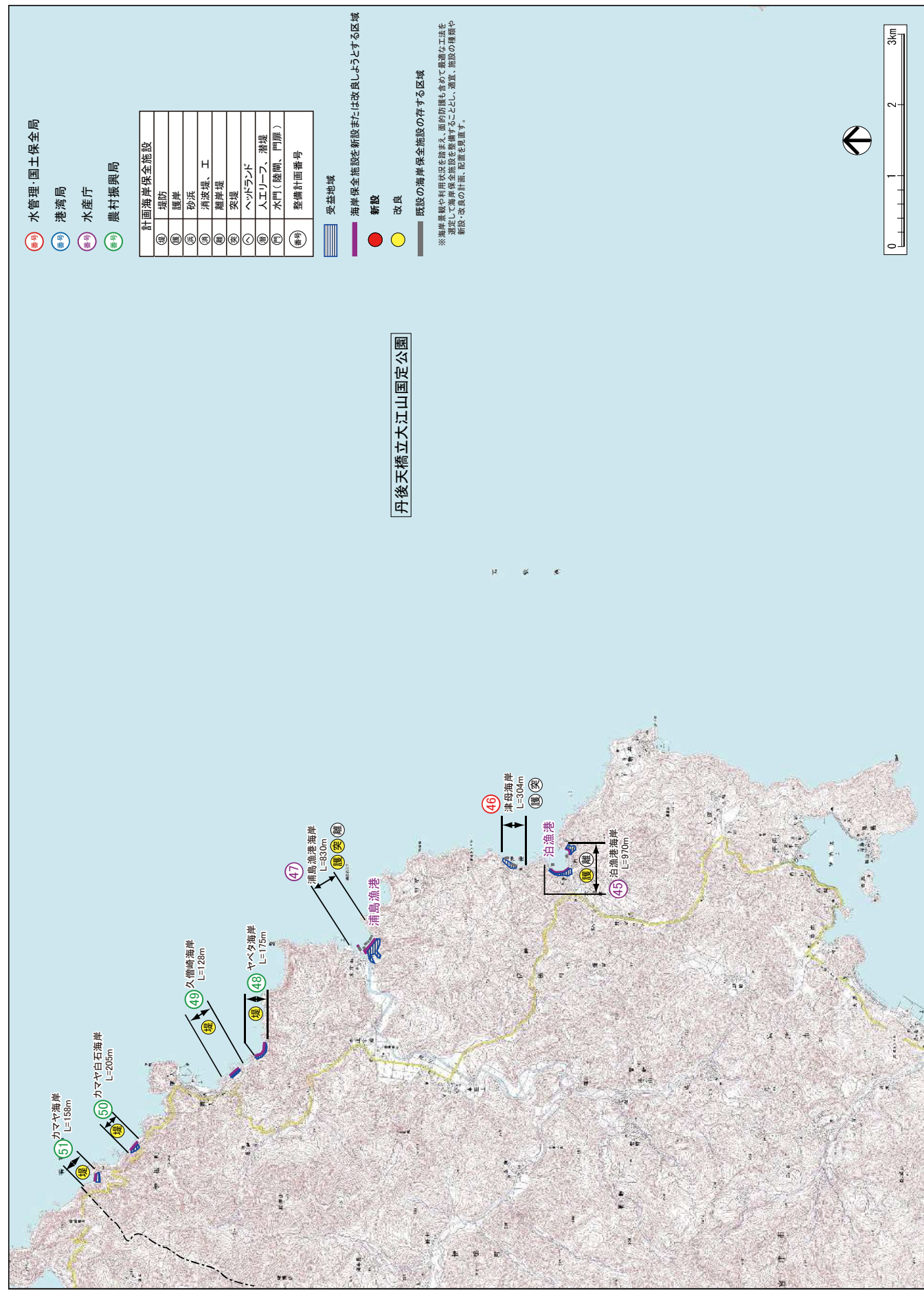
基本計画図 (2)



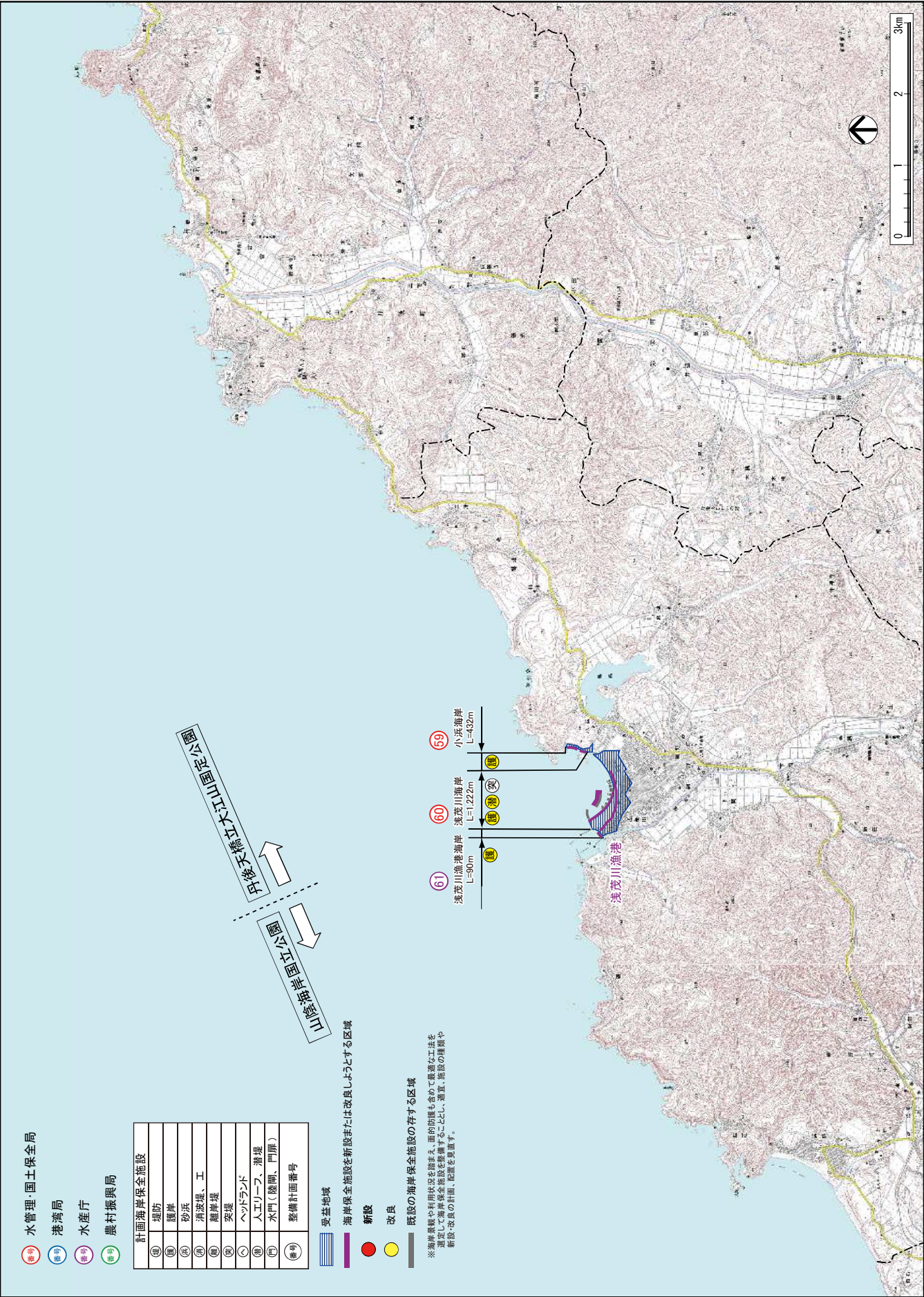
基本計画図 (3)



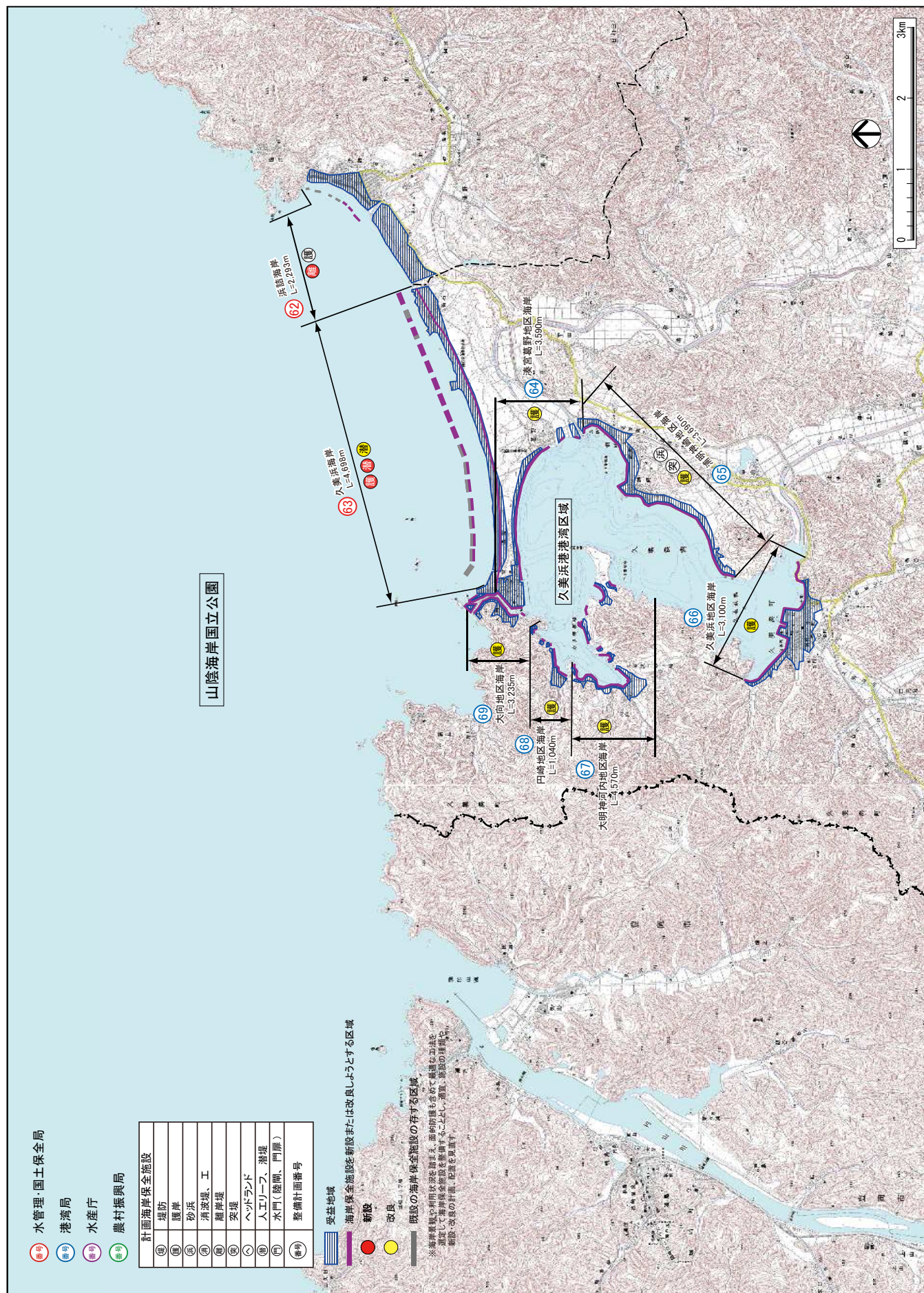
基本計画図 (4)



基本計画図 (5)



基本計画図 (7)



基本計画図 (8)

第3章 留意すべき重要事項

1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備等を実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画等の諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する（図3-1-1）。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩

出典：京都の自然200選

2 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸関係部署等で構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類や配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。特に、沿岸漂砂に対して、相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間等で密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する（図3-2-1）。

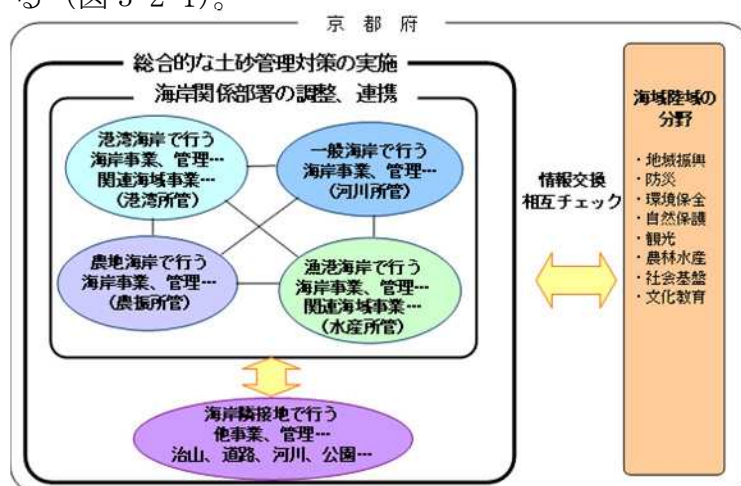


図3-2-1 調整・連携のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸等、海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁等の関係機関、並びに地域住民との情報伝達等の連携を推進する。

3 地域住民の参画と情報公開

地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得るものとする。

また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者等の主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。地域住民等の参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする（図 3-3-1）。

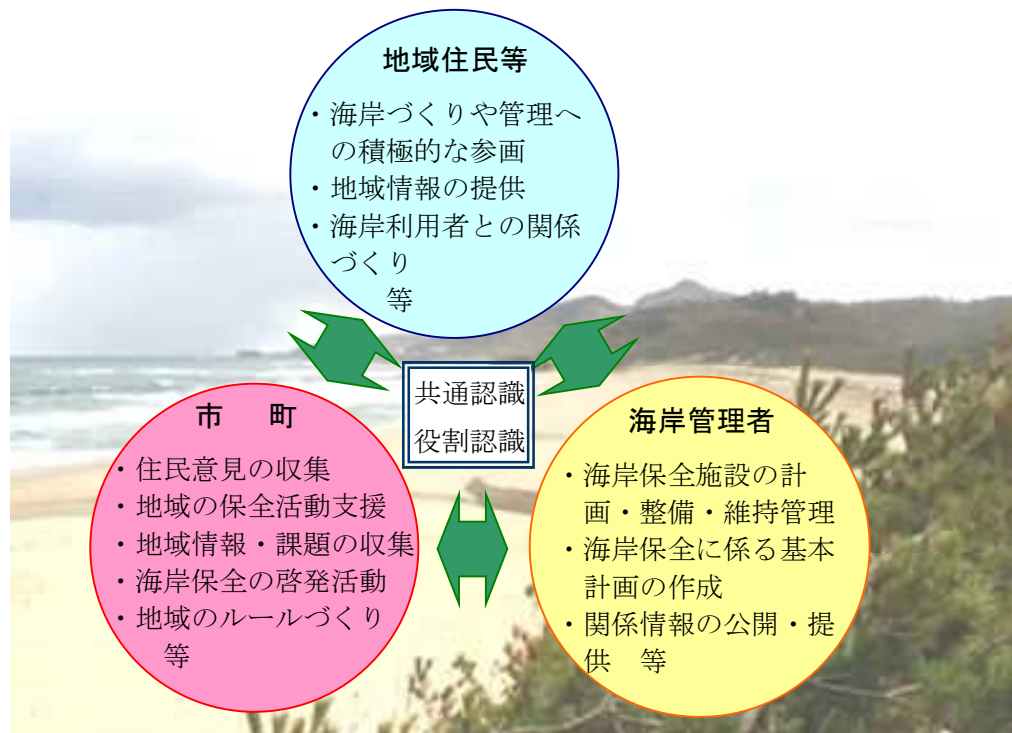


図 3-3-1 住民の参画 イメージ

4 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関等と連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系等の自然環境等、整備に関する調査研究や、新工法等の新たな技術に関する研究開発等を推進する。

また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流等を図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。

5 海岸協力団体の指定に向けた取組

丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進等、多種多様な維持管理等が求められている。そのため、地域住民やボランティア等の協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組を推進する。

6 計画の見直し

(1) 柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更

海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況等に応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化等が生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更等を行なう。

(2) 基本計画の見直しと変更

気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果等を踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直すこととする。

海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の社会経済状況の変化等に対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。

予算特別委員会農商工労働分科会
議案審査依頼表
(2月16日付託分)

議案番号	件名
42	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件（令和7年12月24日付け）中、所管事項

予算特別委員会農商工労働分科会
議案審査依頼表
(3月3日付託分)

議案番号	件名
44	令和7年度京都府一般会計補正予算（第12号） 歳入中 第7款 分担金及び負担金 第1項 第2項 第3目 第8款 使用料及び手数料 第1項 第4目 第5目 第6目 第2項 第4目 第5目 第6目 第9款 国庫支出金 第1項 第3目 第4目 第7目 第2項 第1目 第4目 第5目 第6目 第3項 第4目 第5目 第10款 財産収入 第1項 第2項 第2目 第3目 第11款 寄附金 第1項 第1目

第 4 目

第 5 目

第 8 目

第 12 款 繰入金

第 1 項 第 1 目

第 2 目

第 2 項 第 7 目

第 8 目

第 9 目

第 15 目

第 19 目

第 14 款 諸収入

第 3 項 第 4 目

第 5 目

第 4 項 第 3 目

第 4 目

第 7 項 第 4 目

歳出中

第 2 款 総務費

第 2 項 第 2 目

第 5 款 労働費

第 6 款 農林水産業費

第 7 款 商工費
(第 1 項 第 4 目を除く)
(第 3 項を除く)

第 11 款 災害復旧費

第 1 項

第 3 項

繰越明許費

4 5 令和 7 年度京都府営林事業特別会計補正予算 (第 1 号)

4 7 令和 7 年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計補正予算 (第 1 号)

4 8 令和 7 年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計補正予算
(第 1 号)

5 0	令和 7 年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
6 1	府営農業競争力強化農地整備事業等に関する市町村負担金を定める件
6 2	府営土地改良事業に関する市町村負担金を定める件
6 3	水産物供給基盤機能保全事業に関する市町村負担金を定める件

令和 8 年 2 月府議会定例会

説 明 資 料
(審査依頼議案)

予算特別委員会 農商工労働分科会

商工労働観光部

説 明 資 料 目 次

第 4 4 号議案	令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 12 号）中、所管事項	・ ・ ・ 1
第 4 8 号議案	令和 7 年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計 補正予算（第 1 号）	・ ・ ・ 1
第 5 0 号議案	令和 7 年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）	・ ・ ・ 1

第 4 4 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 1 2 号）

◇商工労働観光部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
総 務 費	22,000	△1,042	20,958
労 働 費	4,382,582	△491,830	3,890,752
商 工 費	163,427,826	△682,609	162,745,217
計	167,832,408	△1,175,481	166,656,927

【繰越明許費】

1 追 加

款	項	事 業 名	金額（千円）
5 労 働 費	1 労 政 費	一般活動費	1,000
	3 労働委員会費	一般運営費	1,000
7 商 工 費	1 商 工 業 費	一般活動費	1,000
	2 観 光 費	京都観光誘客促進事業費	1,000

第 4 8 号議案 令和 7 年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業 特別会計補正予算（第 1 号）

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
中小企業経営 基盤強化資金 助成事業費	140,268	5,408	145,676
計	140,268	5,408	145,676

第 5 0 号議案 令和 7 年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
開 発 事 業 費	105,054	1,437	106,491
計	105,054	1,437	106,491

令和 8 年 2 月府議会定例会

説 明 資 料
(審査依頼議案)

予算特別委員会 農商工労働分科会

農 林 水 産 部

説 明 資 料（ 審 査 依 頼 議 案 ） 目 次

第 42 号議案	令和 7 年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件 中、所管事項	・ ・ ・ ・ 1
第 44 号議案	令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 12 号）中、所管事項	・ ・ ・ ・ 2
第 45 号議案	令和 7 年度京都府営林事業特別会計補正予算（第 1 号）	・ ・ ・ ・ 4
第 47 号議案	令和 7 年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計補正予算（第 1 号）	・ ・ ・ ・ 4
第 61 号議案	府営農業競争力強化農地整備事業等に関する市町村負担金を定める件	・ ・ ・ ・ 5
第 62 号議案	府営土地改良事業に関する市町村負担金を定める件	・ ・ ・ ・ 5
第 63 号議案	水産物供給基盤機能保全事業に関する市町村負担金を定める件	・ ・ ・ ・ 5

第 42 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

高病原性鳥インフルエンザ緊急対策について関係予算を定める必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 12 月 24 日別記のとおり令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 9 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

別記 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 9 号）

◇ 農林水産部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
農林水産業費	22,686,953	804,000	23,490,953
災害復旧費	217,002	0	217,002
計	22,903,955	804,000	23,707,955

第 44 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 12 号）

◇ 農林水産部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
農林水産業費	27,799,953	▲447,592	27,352,361
災害復旧費	217,002	▲86,173	130,829
計	28,016,955	▲533,765	27,483,190

◇ 令和 7 年度 2 月補正予算（案）主要事項

（単位：千円）

事 項	予算額	財 源 内 訳		事 業 の 概 要
		特定財源	一般財源	
農林施設等雪害 対策事業費	68,000	—	68,000	大雪により被害を受けたパイプハウスの復旧・撤去、果樹や茶の樹勢回復及び被害木の伐倒・集積に係る経費を緊急的に支援

◇ 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額（千円）
6 農林水産業費	1 農 業 費	農 業 総 務 費	1,000
	5 林 業 費	林 業 総 務 費	51,000
		林 道 費	86,000
	6 水 産 業 費	漁 港 管 理 費	6,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農業施設災害復旧費	6,000
		林業施設災害復旧費	21,000
	3 庁舎等災害復旧費	庁 舎 等 災 害 復 旧 費	15,000

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額 (千円)	
			補正前	補正後
6 農林水産業費	1 農 業 費	農 業 振 興 費	2,965,000	3,043,000
		農業技術センター費	107,000	195,000
	2 茶 業 費	茶 業 費	397,000	402,000
	3 畜産業費	畜 産 振 興 費	550,000	553,000
	4 農 地 費	土 地 改 良 費	415,000	754,000
		農地防災事業費	953,000	1,490,000
	5 林 業 費	林 業 振 興 費	83,000	85,000
		造 林 費	623,000	643,000
		治 山 費	761,000	1,787,000
		狩 猟 費	527,000	532,000
	6 水産業費	漁 港 建 設 費	608,000	785,000

第 45 号議案 令和 7 年度京都府営林事業特別会計補正予算（第 1 号）

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
営 林 事 業 費	2 9 1, 2 5 6	▲ 1 1, 3 1 4	2 7 9, 9 4 2
計	2 9 1, 2 5 6	▲ 1 1, 3 1 4	2 7 9, 9 4 2

◇ 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額（千円）
1 営 林 事 業 費	1 営 林 事 業 費	府有林造成育成事業費	6 0, 0 0 0

第 47 号議案 令和 7 年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計補正予算（第 1 号）

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
農 業 改 良 資 金 助 成 事 業 費	8, 7 0 7	▲ 3, 3 5 2	5, 3 5 5
林業・木材産業改善資金助成事業費	6 6, 7 7 9	▲ 2 0 2	6 6, 5 7 7
沿岸漁業改善資金助成事業費	1 1, 9 2 2	▲ 1 1 0	1 1, 8 1 2
計	8 7, 4 0 8	▲ 3, 6 6 4	8 3, 7 4 4

第 61 号議案 府営農業競争力強化農地整備事業等に関する市町村負担金を定める件

根 拠	地方財政法第 27 条第 1 項	
負担すべき市町・割合	府営農業競争力強化農地整備事業	京丹波町（地方負担額の5/10）
	府営農業基盤整備促進事業	宇治田原町（地方負担額の35/90）
	府営農地耕作条件改善事業	京丹後市（地方負担額の20/45）
	府営農業水路等長寿命化・防災減災事業	綾部市（地方負担額の10/30）
負担すべき金 額	20,000,000 円	

第 62 号議案 府営土地改良事業に関する市町村負担金を定める件

根 拠	土地改良法第 91 条第 6 項	
負担すべき市・割合	府営農地中間管理機構関連農地整備事業 ほか 4 事業	福知山市ほか 7 市（地方負担額に対する知事が別に定める割合）
負担すべき金 額	177,192,000 円	

第 63 号議案 水産物供給基盤機能保全事業に関する市町村負担金を定める件

根 拠	地方財政法第 27 条第 1 項
負担すべき市・割合	舞 鶴 市（地方負担額の4/10）
負担すべき金 額	2,000,000 円